

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和2年09月10日	P C B廃棄物処理業務委託 (京都市災害物資搬送センター, 京都市地域・多文化交流ネットワークセンター分)	5,628,392	保健福祉局保健福祉部 保健福祉総務課	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
002	令和2年04月01日	障害支援区分認定調査業務委託	予定 総額 9,144,000	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 南山城学園	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
003	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (ほくほく分)	26,491,863	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 京都ライトハウス	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
004	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (らしく分)	26,669,871	保健福祉局障害保健福祉 推進室	医療法人社団 ウエノ診療所	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
005	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (きらリンク・にしじん分)	67,900,422	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 西陣会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
006	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (らくなん・らくとう分)	60,730,107	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 京都身体障害者福祉 センター	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
007	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (からしだねセンター分)	26,669,871	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 ミッションからし だね	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
008	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (だいご分)	27,765,011	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 京都聴覚言語障害 者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
009	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (うきょう・らくさい分)	61,929,905	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
010	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (西京分)	26,669,871	保健福祉局障害保健福祉 推進室	特定非営利活動法人 なんてん	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
011	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (あいりん分)	32,713,738	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 イエス団	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
012	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (ふかくさ分)	26,669,871	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
013	令和2年04月01日	障害者地域生活支援センター運営事業委託 (かけはし分)	27,210,351	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 伏見ふれあい福祉 会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
014	令和2年04月01日	障害支援区分認定業務委託	78,764,400	保健福祉局障害保健福祉 推進室	株式会社日本ビジネスデータブ ロセンシングセンター	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
015	令和2年04月01日	重度障害者の個別避難計画作成等推進事業委託 (あいりん)	5,351,430	保健福祉局障害保健福祉 推進室	社会福祉法人 イエス団	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
016	令和2年04月01日	重度障害者の個別避難計画作成等推進事業委託 (かけはし)	5,351,430	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人 伏見ふれあい福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	令和2年04月01日	重度障害者の個別避難計画作成等推進事業委託 (ふかくさ)	5,351,430	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人 京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	令和2年04月01日	障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営の委託	15,728,013	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人 南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	令和2年04月01日	障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への審査支払事務委託	予定総額 50,286,968	保健福祉局障害保健福祉推進室	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	令和2年04月01日	障害福祉オンラインシステム端末その他付属機器の賃貸借	8,758,068	保健福祉局障害保健福祉推進室	日本電気株式会社製端末その他付属機器賃貸借業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	令和2年04月01日	令和2年度～4年度特定医療費業務委託	283,179,600	保健福祉局障害保健福祉推進室	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	令和2年04月01日	精神科救急情報センターの運営に係る業務委託	27,382,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	一般社団法人 京都精神保健福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	令和2年04月01日	中途失明者生活指導員派遣事業委託	36,386,368	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益社団法人 京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	令和2年06月10日	地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター及び京都市児童福祉センター一体化整備に係る建設予定地における土壌汚染状況調査業務 (試料採取・分析等業務)	14,979,800	保健福祉局障害保健福祉推進室	日本環境分析センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
025	令和2年04月01日	ほほえみ広場事業の実施委託	(当初) 7,150,000 (変更後) 2,144,800	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	令和2年04月01日	手話奉仕員養成事業委託	8,100,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	令和2年04月01日	手話通訳者・奉仕員派遣事業委託	25,100,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	令和2年04月01日	要約筆記者派遣事業委託	6,350,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	令和2年04月01日	障害者社会参加推進センター運営事業委託	6,305,400	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
030	令和2年04月01日	身体障害者相談事業委託	9,769,656	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031	令和2年04月01日	2020東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興事業委託	6,203,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益財団法人 京都市障害者スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	令和2年04月01日	第20回全国障害者スポーツ大会派遣事業委託	(当初) 18,481,000 (変更後) 2,286,376	保健福祉局障害保健福祉推進室	公益財団法人 京都市障害者スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033	令和2年04月01日	障害者職場定着支援等推進センター事業委託	16,683,333	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人 京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	令和2年04月01日	障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託	5,459,259	保健福祉局障害保健福祉推進室	一般財団法人 長岡記念財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
035	令和2年04月01日	はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託	19,810,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	特定非営利活動法人 子育ては親育てみのりのもり劇場	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	令和2年04月01日	就労意欲喚起等支援事業委託契約	(当初) 134,178,000円 (変更後) 152,470,906円	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	株式会社東京リーガルマインド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037	令和2年04月01日	チャレンジ就労体験事業の委託契約	21,337,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	令和2年04月01日	住居確保給付金支給事業	(当初) 8,265,000 (変更後) 108,000,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
039	令和2年04月01日	令和2年度京都市ホームレス自立支援センター事業運営委託	36,090,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人 ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	令和2年04月01日	令和2年度京都市ホームレス能力活用推進事業	5,965,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人 ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
041	令和2年04月01日	令和2年度京都市ホームレス緊急一時宿泊事業に係る宿泊施設の賃貸借契約	予定総額 120,450,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	有限会社カリヤス	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
042	令和2年04月01日	令和2年度京都市ホームレス訪問相談事業(支援員の配置・緊急一時宿泊施設)	(当初) 16,620,000 (変更後) 24,308,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人 ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
043	令和2年04月01日	令和2年度京都市ホームレス訪問相談事業 (路上)	14,012,900	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	特定非営利活動法人 ゆい	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	令和2年04月01日	令和2年度京都市ホームレス居宅定着支援事業 (支援員の配置・緊急一時宿泊施設)	5,146,768	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人 みなと寮	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
045	令和2年04月01日	生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業 (令和2年度分)	16,106,860	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業 (令和2年度分) コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
046	令和2年07月13日	日常生活支援住居施設創設に係るシステム改修	9,176,640	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	日常生活支援住居施設創設に係るシステム変更委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
047	令和2年04月01日	令和2年度年金検討員派遣事業の委託契約	33,958,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都府社会保険労務士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
048	令和2年05月01日	新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供	予定総額 52,763,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	株式会社リブ・マックス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
049	令和2年04月01日	柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託	予定総額 8,871,950	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社コアジャパン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
050	令和2年04月01日	国民健康保険診療報酬内容審査業務	予定総額 32,559,760	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
051	令和2年04月01日	第三者行為損害賠償求償事務の委託 (国民健康保険, 福祉医療制度等)	予定総額 10,928,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
052	令和2年04月01日	令和2年度日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器の賃借料	42,880,200	保健福祉局生活福祉部保険年金課	日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器賃貸借業務に係るコンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
053	令和2年06月01日	令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修 (要件定義)	29,766,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
054	令和2年06月01日	オンライン資格確認に係るシステム改修 (要件定義)	8,470,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
055	令和2年06月01日	区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託	(当初) 18,531,480 (変更後) 25,749,583	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社オープンループパートナーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
056	令和2年08月06日	国民健康保険被保険者証作成及び封入封緘業務委託等	予定総額 19,371,836	保健福祉局生活福祉部保険年金課	トッパン・フォームズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
057	令和2年04月01日	令和2年度後期高齢者医療オンライン端末・付属機器の賃貸借	8,807,124	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	後期高齢者医療オンライン端末・ 付属機器の賃貸借業務に係るコン ソーシアム	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
058	令和2年04月01日	令和2年度国民年金オンラインシステムNEC製端末及びその他付属機 器の賃貸借	16,038,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	国民年金オンラインシステムNE C製端末その他付属機器賃貸借業 務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
059	令和2年04月01日	令和2年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託	予定 総額 13,523,938	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
060	令和2年09月04日	国民年金システム税制改正に伴うシステム改修 (要件定義)	5,170,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「国民年金システム税制改正に伴 うシステム改修」作業分コンソー シアム	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
061	令和2年09月11日	滞納整理支援システム改修 (令和2年度国民健康保険滞納整理支援シ ステムカスタマイズ対応)	12,734,700	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「令和2年度国民健康保険滞納整 理支援システムカスタマイズ対 応」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
062	令和2年04月01日	令和2年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務	8,052,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	日本コンピューター株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
063	令和2年04月01日	令和2年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導費用支払事 務及びデータ管理の委託	予定 総額 16,815,782	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
064	令和2年04月01日	令和2年度京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした 健康診査の実施に係る業務委託	予定 総額 265,125,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
065	令和2年04月01日	令和2年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の業務委託	予定 総額 337,903,768	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
066	令和2年06月01日	令和2年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診 査・特定保健指導委託	予定 総額 575,548,576	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	社会福祉法人 京都社会事業財団 京都からすま病院 他36件	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
067	令和2年07月01日	令和2年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする人間ドック健康 診査委託	予定 総額 120,540,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	社会福祉法人 京都社会事業財団 京都からすま病院 他36件	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
068	令和2年05月01日	後発医薬品差額通知書等作成業務に係るレセプト(コード)情報データ 抽出委託	予定 総額 13,590,676	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
069	令和2年04月01日	令和2年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理委託(総合収納シ ステム)	予定 総額 10,466,760	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	エム・ユー・ティ・ビジネスア ウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
070	令和2年04月01日	令和2年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務委 託	予定 総額 32,201,400	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	三菱UFJニコス株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
071	令和2年04月01日	京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務	予定 総額 273,693,420	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	株式会社日本ビジネスデータ ロセンシングセンター	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
072	令和2年04月01日	令和2年度京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託	12,303,720	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	富士通株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
073	令和2年04月01日	令和2年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」業務	18,997,896	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	株式会社 J T B	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
074	令和2年04月01日	令和2年度京都市健康診査・保健指導の委託	予定 総額 7,944,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
075	令和2年07月01日	令和2年度がんセット検診の委託	予定 総額 40,820,369	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般財団法人 京都予防医学セン ター	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
076	令和2年04月01日	令和2年度前立腺がん検診委託	予定 総額 16,156,300	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
077	令和2年04月01日	令和2年度胃がん検診委託 (個別実施)	予定 総額 33,698,949	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
078	令和2年04月01日	令和2年度胃がん検診委託 (集団実施)	予定 総額 29,745,724	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
079	令和2年04月01日	令和2年度胃がんリスク層別化検診委託	予定 総額 9,339,528	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
080	令和2年04月01日	令和2年度肺がん検診委託	予定 総額 7,208,208	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
081	令和2年04月01日	令和2年度大腸がん検診委託 (個別実施)	予定 総額 10,947,634	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
082	令和2年04月01日	令和2年度大腸がん検診委託 (集団・施設実施)	予定 総額 18,474,020	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
083	令和2年04月01日	令和2年度乳がん検診委託 (個別実施)	予定 総額 46,652,764	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
084	令和2年04月01日	令和2年度乳がん検診委託 (集団実施)	予定 総額 65,851,124	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
085	令和2年04月01日	令和2年度子宮頸がん検診委託	予定 総額 99,749,250	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
086	令和2年04月01日	令和2年度「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」運営業務委託	16,500,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	凸版印刷株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
087	令和2年07月13日	統合データ分析事業に係る分析基盤構築業務	10,110,100	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
088	令和2年04月01日	健康すこやか学級事業	109,262,412	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
089	令和2年04月01日	地域介護予防推進事業の実施に係る業務委託	予定総額 498,824,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般財団法人 京都地域医療学際研究所 他11件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
090	令和2年04月01日	令和2年度フッ化物歯面塗布事業委託	予定総額 5,940,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人 京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
091	令和2年04月01日	令和2年度京都市青年期健康診査の委託	予定総額 15,280,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
092	令和2年04月01日	地域あんしん支援員設置事業の委託契約	(当初) 71,412,000 (変更後) 81,035,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
093	令和2年04月01日	高齢者就労援助事業委託 (公園の除草業務)	26,044,079	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益社団法人 京都市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
094	令和2年04月01日	令和2年度全国健康福祉祭参加者派遣等事業	(当初) 12,149,670 (変更後) 2,979,720	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人 京都市老人クラブ連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
095	令和2年04月01日	知恵シルバーセンター事業及び健康長寿支え合いネット事業	6,335,000	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
096	令和2年04月01日	令和2年度高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座事業委託	予定総額 9,168,704	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益財団法人 京都市健康づくり協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
097	令和2年04月01日	令和2年度介護予防普及啓発事業委託	予定総額 13,062,076	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益財団法人 京都市健康づくり協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
098	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託 (北区・上京区)	10,266,000	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人 京都博愛会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
099	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託 (左京区)	10,266,000	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般財団法人 川越病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
100	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(中京区)	10,266,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	公益社団法人 京都保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
101	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(下京区・南区・東山区)	12,110,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	医療法人財団 康生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
102	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(山科区)	10,266,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	医療法人社団 洛和会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
103	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(右京区)	10,266,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	医療法人 新生十全会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
104	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(西京区)	10,266,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	社会福祉法人 京都社会事業財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
105	令和2年04月01日	令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(伏見区)	10,266,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	医療法人社団 蘇生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
106	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(北区・上京区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 京都北医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
107	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(左京区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 左京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
108	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(中京区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 中京区在宅医療センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
109	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(下京区・南区・東山区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 下京西部医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
110	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(山科区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 山科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
111	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(右京区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 右京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
112	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(西京区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 西京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
113	令和2年04月01日	在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(伏見区)	15,800,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	一般社団法人 伏見医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
114	令和2年04月01日	地域支え合い活動創出事業の実施に係る業務委託	予定 総額 79,561,000	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
115	令和2年04月01日	地域包括支援センター運営事業委託	予定 総額 2,170,162,600	健康長寿のまち・京都 推進室 健康長寿企画課	社会福祉法人 七野会 他38件	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
116	令和2年04月01日	敬老乗車証交付業務委託	予定 総額 11,235,180	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	日本郵便株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
117	令和2年07月10日	鳳徳老人デイサービスセンター空調設備更新工事	3,619,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	野間ガスサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
118	令和2年09月07日	修徳特別養護老人ホーム空調設備更新工事 (1階厨房)	2,717,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	株式会社関西空調	地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
119	令和2年04月01日	介護保険料に係る領収済通知書の電子データの作成及び加工等業務	予定 総額 5,990,580	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウ トソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
120	令和2年04月01日	介護保険料還付等事務業務委託	112,464,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	株式会社日本ビジネスデータブ ロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
121	令和2年04月01日	日本電気株式会社製端末その他付属機器の賃貸借	38,879,280	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	日本電気株式会社製端末その他付 属機器に係る賃貸借業務コンソー シアム	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 第11条第1項第1号
122	令和2年04月30日	データ標準レイアウト令和2年6月改定に係るシステム改修	14,012,284	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	データ標準レイアウト令和2年6 月改定に係るシステム改修コン ソーシアム	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
123	令和2年06月01日	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修 (要件定義)	15,730,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	介護保険第8期事業計画による制 度改正等に伴うシステム改修コン ソーシアム	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
124	令和2年08月31日	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修 (開発)	82,166,645	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	介護保険第8期事業計画による制 度改正等に伴うシステム改修コン ソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 第11条第1項第1号
125	令和2年08月31日	介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修 (要件定義2)	5,214,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	介護保険第8期事業計画による制 度改正等に伴うシステム改修コン ソーシアム	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
126	令和2年04月01日	緊急通報システム事業委託	予定 総額 83,934,734	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	富士通ソーシャルライフシステム ズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
127	令和2年06月10日	第8期京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画の策定に係る委託業務	8,569,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	株式会社サーベイリサーチセン ター	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
128	令和2年04月01日	配食サービス事業委託	予定 総額 8,439,789	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	社会福祉法人 京都市社会福祉協 議会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
129	令和2年04月01日	配食サービス事業委託	予定 総額 9,802,108	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	社会福祉法人 京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
130	令和2年04月01日	令和2年度京都市地域リハビリテーション推進センター給食調理等業務委託	26,294,400	保健福祉局 地域リハビリテーショ ン推進センター企画課	日清医療食品株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
131	令和2年04月01日	令和2年度京都市急病診療所運営委託	413,284,509	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
132	令和2年04月01日	令和2年度京都市休日急病歯科診療所運営委託	38,284,334	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	一般社団法人 京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
133	令和2年04月01日	令和2年度予防接種委託	予定 金額 3,282,067,216	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	一般社団法人 京都府医師会 他 102件	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
134	令和2年04月01日	令和2年度予防接種審査事務委託	予定 金額 27,863,288	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
135	令和2年04月01日	令和2年度風しん抗体検査委託	予定 金額 173,756,253	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	一般社団法人 京都府医師会 他 22件	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
136	令和2年04月01日	令和2年度肝炎ウイルス(B型・C型)検査委託	予定 金額 27,424,053	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	一般社団法人 京都府医師会 他 1件	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
137	令和2年04月01日	令和2年度新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口及び帰国者・接触者相談センター業務委託(上半期)	(当初) 44,285,032 (変更前) 50,104,890 (変更後) 62,883,821	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	日本トータルテレマーケティング 株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
138	令和2年08月24日	高齢者インフルエンザ予防接種自己負担区分証明書発行及びコールセンター運営業務委託	61,727,600	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	パーソルテンプスタッフ株式会社	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
139	令和2年09月11日	高齢者インフルエンザ予防接種事業に係る市民対応業務に関する派遣スタッフ委託	予定 金額 9,335,040	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	株式会社キャリアパワー	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
140	令和2年04月15日	令和2年度新型コロナウイルス核酸検出検査委託(上半期)	予定 金額 17,600,000	保健福祉局医療衛生推 進室医療衛生企画課	株式会社ファルコバイオシステムズ	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
141	令和2年07月20日	新型コロナウイルス感染症検査に係る全自動PCR装置一式の購入	28,882,480	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社雨林製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
142	令和2年07月22日	新型コロナウイルス感染症検査に係るウイルス検査関連機器一式の購入	6,773,393	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社雨林製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
143	令和2年09月18日	令和2年度新型コロナウイルス核酸検出検査委託(下半期)	予定金額 316,800,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社ファルコバイオシステムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
144	令和2年04月01日	令和2年度民泊通報・相談窓口運営業務等の委託	(当初) 59,109,839 (変更後) 46,012,964	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
145	令和2年04月01日	令和2年度住宅宿泊事業法に基づく届出受付等業務の委託	(当初) 33,000,000 (変更後) 21,300,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府行政書士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
146	令和2年04月01日	住宅宿泊事業法等の適正な運営等を確保するためのコンサルタント業務委託	9,999,999	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	TMI 総合法律事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
147	令和2年04月01日	令和2年度食鳥検査の委託	12,936,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	公益社団法人 京都保健衛生協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
148	令和2年04月01日	令和2年度犬鑑札等の交付事務及び登録手数料等の徴収収納事務委託	8,225,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	公益社団法人 京都市獣医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
149	令和2年04月01日	中央斎場火葬設備の定期保守点検業務委託	23,991,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社宮本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
150	令和2年06月03日	中央斎場火葬炉制御システムの改修業務委託	334,246,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社宮本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
151	令和2年06月01日	「京都市樹木型納骨施設使用者募集等」企画・運営業務委託	14,592,358	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
152	令和2年04月01日	市営墓地の清掃業務委託	5,434,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	特定非営利活動法人 京都高齢者福祉事業団	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
153	令和2年04月15日	ウイルス検査用消耗品	予定総額 30,064,980	保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所	和研薬株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
154	令和2年05月29日	ウイルス検査用消耗品	予定総額 5,896,220	保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所	和研薬株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
155	令和2年07月22日	新型コロナウイルス検査用消耗品 (BDマックスSARS-CoV-2)	9,262,000	保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所	株式会社雨林製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
156	令和2年08月05日	新型コロナウイルス検査用消耗品 (2019新型コロナウイルス検出試薬キット)	7,172,000	保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所	株式会社メディセオ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
157	令和2年04月01日	令和2年度「京都市自殺総合対策業務」委託	(当初) 7,245,176 (変更後) 7,845,176	保健福祉局 こころの健康増進センター相談援助課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
158	令和2年04月01日	令和2年度自立支援医療(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳事務に係る労働者派遣業務	予定 総額 13,423,806	保健福祉局 こころの健康増進センター相談援助課	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
159	令和2年07月20日	令和2年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話〜きょうこころほっとでんわ〜」拡充業務	15,161,630	保健福祉局 こころの健康増進センター相談援助課	株式会社セーフティネット	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
P C B 廃棄物処理業務委託（京都市災害物資搬送センター，京都市地域・多文化交流ネットワークセンター分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
- 3 契約締結日  
令和 2 年 9 月 1 0 日
- 4 履行期間  
令和 2 年 9 月 1 0 日から令和 2 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福岡県北九州市若松区響町 1 丁目 6 2 番 2 4  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5, 6 2 8, 3 9 2 円
- 7 契約内容  
保健福祉局内で保管する安定器などの高濃度 P C B 汚染物の処理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件で処理を行う高濃度 P C B 汚染物は，「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の規定に基づき，定められた期限内に処理する必要がある，当該汚染物を処理できるのは，国内で当該事業者のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記 8 のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害支援区分認定調査業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府城陽市富野狼谷2番地1  
社会福祉法人 南山城学園
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,144,000円
- 7 契約内容  
障害者福祉施設等入所者及び福祉サービス利用者に係る障害支援区分認定の更新等に伴い必要となる障害支援区分認定調査委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
次の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行っている。
  - 認定調査の内容は、①障害のある方本人及び家族等の状況や、現在利用されている障害福祉サービス等の内容及び家族の介護状況等を調査（概況調査）し、②障害のある方について、心身の状況を把握するために必要となる80項目の調査（基礎調査）及び当該調査について特に具体的な状況の記載が必要な事項（特記事項）の調査を行う。このため、調査を行う者については、障害のある方等についての保健、医療及び福祉に関する専門的知識及び技術を有するとともに、都道府県等が実施する障害支援区分認定調査員研修を終了した者であることが必要である。（障害者総合支援法第20条第3項及び障害者総合支援法施行規則第10条）
  - 認定調査の内容は、個人の秘密事項に関するものであり、極めて強い守秘義務が要求される。
  - 認定調査の委託先としては、障害者総合支援法による都道府県の指定を受けた指定一般相談支援事業者等に限定される。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

調査対象者の認定調査を引き受ける体制が整っている事業所は、社会福祉法人南山城学園のみであり、ほかに委託できる指定一般相談支援事業者がないことから、委託先として選定している。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（ほくほく分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区紫野花ノ坊町11番地  
社会福祉法人 京都ライトハウス
- 6 契約金額（税込み）  
26,491,863円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（らしく分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区田中上柳町2-1  
医療法人社団 ウエノ診療所
- 6 契約金額（税込み）  
26,669,871円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（きらリンク・にしじん分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430番地の2  
社会福祉法人 西陣会
- 6 契約金額（税込み）  
67,900,422円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（らくなん・らくとう分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区吉祥院西定成町35番地  
社会福祉法人 京都身体障害者福祉センター
- 6 契約金額（税込み）  
60,730,107円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（からしだねセンター分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市山科区勸修寺東出町75  
社会福祉法人 ミッションからしだね
- 6 契約金額（税込み）  
26,669,871円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（だいが分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東中合町2番地  
社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
27,765,011円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（うきょう・らくさい分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区下鴨北野々神町26番地  
社会福祉法人 京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
61,929,905円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（西京分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区山田四ノ坪町12番地の7  
特定非営利活動法人 なんてん
- 6 契約金額（税込み）  
26,669,871円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（あいりん分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号  
社会福祉法人 イエス団
- 6 契約金額（税込み）  
32,713,738円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（ふかくさ分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59・60  
社会福祉法人 京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
26,669,871円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者地域生活支援センター運営事業委託（かけはし分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区京町6丁目61  
社会福祉法人 伏見ふれあい福祉会
- 6 契約金額（税込み）  
27,210,351円
- 7 契約内容
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
  - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
  - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は、昨年度、本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため。  
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害支援区分認定業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセンシングセンター
- 6 契約金額（税込み）  
78,764,400円
- 7 契約内容  
障害支援区分認定事務総括及びスケジュール管理、障害支援区分判定ソフト及びその他周辺機器の作業、運用業務（一次判定処理、審査会資料の作成、審査会運営等）、運用業務に付随するその他の管理作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
障害支援区分の認定等に係る業務については、障害者福祉関係法令に基づく迅速かつ正確な事務処理を必要とし、また、障害状況等の極めて高度な個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識に基づき業務を遂行しなければならない。このため、価格のみで委託先が選定する競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
重度障害者の個別避難計画作成等推進事業委託（あいりん）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市中央区吾妻通5-2-20 賀川記念館3F  
社会福祉法人 イエス団
- 6 契約金額（税込み）  
5,351,430円
- 7 契約内容  
訪問又は面談等並びにアセスメントの実施，個別避難計画の作成又は作成援助，個別避難計画の作成に伴う会議等の開催，個別避難計画の検証
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業実施にあたっては，障害福祉に関する知見と技術及び災害や防災に関する見識が必要となる。また，作成や支援者のコーディネートを担うことから，地域における障害福祉関係者の中でも中心的役割を担うものでなければならない。これらのことから，その目的が競争入札に適しないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は，障害者地域生活支援センター（あいりん）の運営を本市から受託しており，障害者支援に関する知見と技術を有している。また，本事業は，京都市南部地域自立支援協議会（以下，南部協議会という）の災害対策部会（平成26年度から実施）の取組を評価し，その活動を基礎に実施することとしている。そのため，南部協議会の事務局を担っている障害者地域生活支援センターを選定し，これまでの南部協議会の取組と一体的に実施することで，効率的かつ継続性を担保した事業実施ができること，また，障害福祉に関する知見と技術及び災害や防災に関する見識を有し

ている唯一の事業者であることから当該法人を選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
重度障害者の個別避難計画作成等推進事業委託（かけはし）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区京町6丁目6-1  
社会福祉法人 伏見ふれあい福社会
- 6 契約金額（税込み）  
5,351,430円
- 7 契約内容  
訪問又は面談等並びにアセスメントの実施，個別避難計画の作成又は作成援助，個別避難計画の作成に伴う会議等の開催，個別避難計画の検証
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業実施にあたっては，障害福祉に関する知見と技術及び災害や防災に関する見識が必要となる。また，作成や支援者のコーディネートを担うことから，地域における障害福祉関係者の中でも中心的役割を担うものでなければならない。これらのことから，その目的が競争入札に適しないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は，障害者地域生活支援センター（かけはし）の運営を本市から受託しており，障害者支援に関する知見と技術を有している。また，本事業は，京都市南部地域自立支援協議会（以下，南部協議会という）の災害対策部会（平成26年度から実施）の取組を評価し，その活動を基礎に実施することとしている。そのため，南部協議会の事務局を担っている障害者地域生活支援センターを選定し，これまでの南部協議会の取組と一体的に実施することで，効率的かつ継続性を担保した事業実施ができること，また，障害福祉に関する知見と技術及び災害や防災に関する見識を有し

ている唯一の事業者であることから当該法人を選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
重度障害者の個別避難計画作成等推進事業委託（ふかくさ）
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地60番地  
社会福祉法人 京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
5,351,430円
- 7 契約内容  
訪問又は面談等並びにアセスメントの実施，個別避難計画の作成又は作成援助，個別避難計画の作成に伴う会議等の開催，個別避難計画の検証
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業実施にあたっては，障害福祉に関する知見と技術及び災害や防災に関する見識が必要となる。また，作成や支援者のコーディネートを担うことから，地域における障害福祉関係者の中でも中心的役割を担うものでなければならない。これらのことから，その目的が競争入札に適しないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記法人は，障害者地域生活支援センター（ふかくさ）の運営を本市から受託しており，障害者支援に関する知見と技術を有している。また，本事業は，京都市南部地域自立支援協議会（以下，南部協議会という）の災害対策部会（平成26年度から実施）の取組を評価し，その活動を基礎に実施することとしている。そのため，南部協議会の事務局を担っている障害者地域生活支援センターを選定し，これまでの南部協議会の取組と一体的に実施することで，効率的かつ継続性を担保した事業実施ができること，また，障害福祉に関する知見と技術及び災害や防災に関する見識を有し



ている唯一の事業者であることから当該法人を選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府城陽市富野狼谷2番地1  
社会福祉法人 南山城学園
- 6 契約金額（税込み）  
15,728,013円
- 7 契約内容  
休日・夜間の京都市内に住まう障害者及びその家族等からの電話及びFAXでの相談等に対応する。また、短期入所事業所等の緊急受入れの可否等の情報を集約し、休日・夜間の相談支援事業所等からの電話及びFAXでの問合せに応じ情報提供を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
障害者等からの相談等への対応には安定的な運営基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根差した支援を行うためには一定の事業実績を有する事業者である必要があり、この要件に合致するのは、本市の障害者緊急短期入所事業を受託し、夜間に緊急時の受入先を確保して安定的な運営基盤、専門性及び事業実績を有する社会福祉法人南山城学園のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への審査支払事務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）50,286,968円
- 7 契約内容  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める介護給付費等給付事務及び地域生活支援事業における審査及び支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
障害者総合支援法第29条第7項，第51条の14第7項及び第51条の17第6項により当該事務を委託できるのは国民健康保険団体連合会と定められているため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害福祉オンラインシステム端末その他付属機器の賃貸借
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年5月31日まで  
ただし、甲から乙に契約終了の1か月前までに書面で契約終了の申入れがないときは、同条件にて契約期間を2か月周期で自動延長されるものとし、以降も同様とする。また、契約期間の延長は令和3年3月31日を限度とする。
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃貸借業務に係るコンソーシアム  
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
8,758,068円
- 7 契約内容  
障害福祉オンラインシステムで利用するパソコン、プリンタ等端末に係る賃貸借（保守含む）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
障害福祉オンラインシステムの安定稼働を確保し、また、機器の障害時には機器交換を含めた即時の対応を行うためには、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包括した賃貸借が必要とされるところ、対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された、株式会社J E C Cを代表者とする日本電気株式会社製端末その他付属機器賃貸借業務コンソーシアムのみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度～4年度特定医療費業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通四条上ル筭町691番地  
株式会社パソナ
- 6 契約金額（税込み）  
283,179,600円
- 7 契約内容  
特定医療費（指定難病）支給認定事業に係る申請受付・審査，受給者証発行等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業では，国の診断基準を基にした指定難病（333疾病）の診断書審査や償還払いの医療費算定等の業務の特性を理解することが必要なほか，年に1度の一斉更新では，約1万2千件の申請を短期間で処理することとなるため，平常時と繁忙期とで実施体制を大幅に変更する必要がある。

このことから，本事業を行うに当たって，受託候補者がこれまで培ってきた専門知識，ノウハウ，実施体制等により，履行内容や履行方法に顕著な差異が現れることが予想されるため，競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切でない。

このため，公募型プロポーザルにおいて，業務に関する説明会を設け受託候補者に業務のイメージが持てるように図ったうえで，企画提案書及びプレゼンテーションの内容を，業務に関する基本的な考え方や実施計画等の選定基準に照らして審査を行い，評価点が最も高い株式会社パソナと随意を締結契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
精神科救急情報センターの運営に係る業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区丸太町通黒門東入ル藁屋町536番地1 元待賢小学校3階  
一般社団法人 京都精神保健福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
27,382,000円
- 7 契約内容  
精神科救急情報センターの運営に係る業務について下記の各号に掲げる業務を委託する。
  - (1) 精神科救急医療に係る電話相談
  - (2) 精神科救急医療を提供する病院の紹介及び調整
  - (3) 医療機関，関係機関との連絡調整
  - (4) その他，精神科救急情報センターに関連する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
精神科救急情報センターは，緊急に精神科医療を必要とする精神障害者等からの相談を受け，救急医療施設等の関係機関と連携調整を行うなど，精神科救急医療の提供の窓口となることを主な業務とするが，その業務の性質上，迅速かつ適切な業務遂行が求められるため，精神障害者に対する深い知識と理解及び関係機関との密接な連携が必要不可欠となるので，競争入札には適さないため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
精神障害者に対する相当な知識と理解及び関係機関との協力体制を備え兼ねているのは，精神保健福祉に関する啓発活動，精神保健福祉関係者の知識の向上，関係諸関・諸団体との連携を主な活動目的とし事業を展開している京都精神保健福祉協会のみであるため。





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
中途失明者生活指導員派遣事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区紫野花ノ坊町11番地  
公益社団法人 京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）  
36,386,368円
- 7 契約内容  
中途失明者生活指導員の派遣事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、疾病、事故等により中途失明した者に対して指導員を派遣し、心理的更生指導、感覚指導、生活指導等を行うものであり、委託内容が視覚障害に関する高度の専門性を要するものであることから契約の性質が競争入札に適さない。公益社団法人京都府視覚障害者協会は、京都府下及び市内において視覚に障害のある者を総括的に組織し、視覚に障害のある者の社会参加の促進を目的として活動している団体であることから、本事業の対象者を把握することが可能であるとともに、事業の実施に必要な視覚障害に関する専門的知識を持つスタッフを有しており、同様の団体は市内において他になく、本事業を実施することができる唯一の団体であるため、委託先として選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

地域リハビリテーション推進センター，京都市こころの健康増進センター及び京都市児童福祉センター一体化整備に係る建設予定地における土壤汚染状況調査業務（試料採取・分析等業務）

### 2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

### 3 契約締結日

令和2年6月10日

### 4 履行期間

令和2年6月11日から令和2年9月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府摂津市千里丘5丁目16番21号  
日本環境分析センター株式会社

### 6 契約金額（税込み）

14,979,800円

### 7 契約内容

土壤汚染対策法に基づく，新施設建設予定地における土壤汚染状況調査業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約の相手方は，昨年度に，予定地における本調査に係る地歴調査（過去からの土地の使用履歴や，旧衛環研で使用していた特定有害物質に関しての種類，処理方法，地下配管の位置，ボーリング調査地点の特定等の調査）を受託（既存契約）しており，本調査に必要な当該地の測量結果，CADデータ等の保有，その他本調査に必要な情報の取得に係る期間，費用が圧縮できるため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 10 契約の相手方の選定理由

平成30年度に実施した予定地における事前の土壤汚染状況調査を委託した指定調査機関に本調査の見積もりを依頼したところ，当該業者が最も安価な見積金額であったため。

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ほほえみ広場事業の実施委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年9月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生坊城町19番地の4  
公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 7,150,000円  
(変更後) 2,144,800円
- 7 契約内容  
障害のある市民の方への理解の促進と社会参加の推進を目的に、障害のある人もない人も共に交流する催しである「ほほえみ広場」を実施する。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
当該事業の実施については、様々な障害特性を理解したうえで、各当事者団体等と調整をしていく必要があり、専門性が高く競争入札に適さない。公益社団法人京都市身体障害者団体連合会は、京都市内に居住する身体障害者で構成する団体の組織活動を推進し、京都市域における身体障害者の福祉の増進、社会への完全参加と平等の達成を図ることを目的として活動しており、事業の実施に必要なスタッフを有している京都市内唯一の団体であるため。  
また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催中止となったことに伴い、準備経費を除く、開催経費の支出を要さなくなったため、変更契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
手話奉仕員養成事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東中合町2番地  
社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
8, 100, 000円
- 7 契約内容  
手話奉仕員の養成に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の契約内容は、手話奉仕員養成という専門性を要するものであり、聴覚障害者及び手話に関する専門知識等が必要であることから、契約の性質が競争入札に適さない。社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、手話奉仕員の養成について、事業の実施に必要なスタッフを有し、本事業を京都市において組織的に行うことのできる唯一の団体であることから、委託先として選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
手話通訳者・奉仕員派遣事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東中合町2番地  
社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
25,100,000円
- 7 契約内容  
手話通訳者の派遣業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の契約内容は、手話通訳者・奉仕員派遣という専門性を要するものであり、聴覚障害者及び手話通訳に関する専門的知識等が必要であることから、契約の性質が競争入札に適さない。社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、情報提供施設である京都聴覚言語障害センターの指定管理者であり、手話通訳者・奉仕員の派遣について、事業の実施に必要なスタッフを有し、本事業を組織的に実施することのできる唯一の団体であることから、委託先として選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
要約筆記者派遣事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東中合町2番地  
社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,350,000円
- 7 契約内容  
要約筆記者の派遣業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、要約筆記者の派遣であり、難聴者・中途失聴者のコミュニケーション支援等に関する専門的知識等が必要であることから、契約の性質が競争入札に適さない。社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、情報提供施設である京都市聴覚言語障害センターの指定管理者であり、中途失聴者や難聴者の障害に対する理解があつて事業の実施に必要なスタッフを有しており、要約筆記者の派遣を組織的に行うことのできる唯一の団体であることから、委託先として選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者社会参加推進センター運営事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生坊城町19番地の4  
公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
6,305,400円
- 7 契約内容  
障害者の社会参加の推進に関する事業の実施，調査研究等の京都市障害者社会参加推進センターの運營業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が社会参加の推進に関する事業の実施，調査研究等を委託するというものであり，障害保健福祉に関する高い専門性等が必要であることから，契約の性質が競争入札に適さない。公益社団法人京都市身体障害者団体連合会は，京都市内に居住する身体障害者で構成する団体の組織活動を推進し，京都市域における身体障害者の福祉の増進，社会への完全参加と平等の達成を図ることを目的として活動しており，昨年度までの事業実績及び事業の実施に必要なスタッフを有している京都市内唯一の団体であるため，委託先として選定し，随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
身体障害者相談事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生坊城町19番地の4  
公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
9,769,656円
- 7 契約内容  
身体障害者相談事業（結婚相談、福祉機器相談、法律相談、住環境相談）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が身体障害者の住環境相談をはじめとする専門相談事業を委託するというものであり、身体障害に関する高い専門性を要することから、契約の性質が競争入札に適さない。公益社団法人京都市身体障害者団体連合会は、京都市内に居住する身体障害者で構成する団体の組織活動を推進し、京都市域における身体障害者の福祉の増進、社会への完全参加と平等の達成を図ることを目的として活動しており、昨年度までの事業実績及び事業の実施に必要なスタッフを有している京都市内唯一の団体であるため、委託先として選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
2020東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区高野玉岡町5番地  
公益財団法人 京都市障害者スポーツ協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,203,000円
- 7 契約内容  
2020東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興事業委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
委託内容は、障害者スポーツに関する市民向けイベントや体験会、教室等の実施である。参加者の障害特性に応じた適切な指導ができ、年間を通じて各種イベントを実施するには、障害者スポーツに関する専門的な知識と指導経験を持ち、それを実施できる一定のスタッフ数を確保している必要がある。  
公益財団法人京都市障害者スポーツ協会には、障害者スポーツ指導員の資格を持つインストラクターが多く在籍しており、障害者スポーツセンターの管理等を通じた障害者スポーツに対する深い知識と経験を有している。当該委託内容を執行できる委託先は同協会のみであるため、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
第20回全国障害者スポーツ大会派遣事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年9月23日
- 4 履行期間  
(当初) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
(変更後) 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区高野玉岡町5番地  
公益財団法人 京都市障害者スポーツ協会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 18,481,000円  
(変更後) 2,286,376円
- 7 契約内容  
第20回全国障害者スポーツ大会への出場選手の選考、強化練習及び派遣等に係る業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本事業は、障害者スポーツに関する高い専門性を必要とし、京都市内においてこの委託内容を履行できる団体は、京都市における障害者スポーツの核として活動を続けており、事業実施に必要なスタッフと長年の実績を有している公益財団法人京都市障害者スポーツ協会以外にないため。  
令和2年10月24日から26日に開催予定であった第20回全国障害者スポーツ大会(燃ゆる感動かごしま大会)が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催中止となったことに伴い、必要経費及び契約期間に変更が生じた。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者職場定着支援等推進センター事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内  
社会福祉法人 京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
16,683,333円
- 7 契約内容
  - (1) 就労及び就労に関する生活面についての相談、指導及び助言
  - (2) 就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
  - (3) 市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
  - (4) 就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
  - (5) 長期的な定着状況の把握と効果的な定着支援へのフィードバック
  - (6) その他事業目的を推進するために必要な事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市障害者職場定着支援等推進センターは、京都市域における障害のある人の長期就労をサポートする役割を担っているが、その運営に当たっては、職場定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体である必要があり、これら実績やノウハウを持ち、障害のある方の就業面での支援や仕事を行うために必要な生活面での支援を実施する「京都障害者就業・生活支援センター」と連携し、就労・生活支援から定着支援までを、切れ目なく一体的に支援できるのは、「京都障害者就業・生活支援センター」の運営も受託する団体でもある社会福祉法人京都総合福祉協会が唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府長岡京市友岡4丁目18番1号  
一般財団法人 長岡記念財団
- 6 契約金額（税込み）  
5,459,259円
- 7 契約内容
  - (1) 就労及び就労に関する生活面についての相談、指導及び助言
  - (2) 就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
  - (3) 市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
  - (4) 就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
  - (5) 長期的な定着状況の把握と効果的な定着支援へのフィードバック
  - (6) その他事業目的を推進するために必要な事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市障害者職場定着支援等推進センターは、京都市域における障害のある人の長期就労をサポートする役割を担っているが、その運営に当たっては、職場定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体である必要がある。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
平成30年度からの法定雇用率算定基礎へ精神障害者の対象の追加に伴い、精神障害のある方の就労、定着支援のニーズが今後飛躍的に増加していくことが見込まれたため、京都市障害者職場定

着支援等推進センターに南部分室を設置し、精神障害者対応の専門人員（精神障害者職場定着支援員）を配置して対応している。

南部分室の運営にあたっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある方の就業に係る生活支援や就労支援のノウハウを持ち、障害のある方の就業面での支援や仕事を行うために必要な生活面での支援を実施する「しょうがい者就業・生活支援センターはあとふるアイリス」と就労・生活支援から定着支援までを、切れ目なく一体的に支援できるのは、「しょうがい者就業・生活支援センターはあとふるアイリス」を受託している団体でもある「一般財団法人長岡記念財団」が唯一の団体であるため。

## 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区太秦多藪町43  
特定非営利活動法人 子育ては親育てみりのり劇場
- 6 契約金額（税込み）  
19,810,000円
- 7 契約内容
  - (1) はあと・フレンズ・ストアの維持・管理・運営や、ストア、企業及び各種イベント等の出展販売を通じた授産製品の販売
  - (2) 企業等からの物品等の発注を福祉施設にあっせん又は仲介
  - (3) 福祉施設等から提案されたアイデアの商品化に関する助言
  - (4) ホームページやSNS等の多様な広報媒体の活用による授産製品の周知
  - (5) 福祉施設職員を対象に、授産製品の開発、販路拡大等に必要な知識や技術を身に付けることを目的とする研修会や専門家派遣等による福祉施設職員の能力向上企画の実施
  - (6) 事業の円滑な運営、福祉施設への情報提供等のために必要な会議を定期的開催
  - (7) その他事業目的を推進するために必要な事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

障害のある人が様々なかたちで関わった製品を「はあと・フレンズ」としてブランド化し、その振興を図ることによる福祉的就労の底上げを図るためには、店舗運営、出展販売、福祉施設職員対象の研修の実施、福祉施設への専門家派遣等と業務内容が多岐に渡る。

このため、事業を適切かつ効果的に実施することが可能な能力を有する事業者へ委託する必要があるが、競争入札による価格のみをもって委託先を選定することは望ましくないことから、公募型プロポーザル方式により随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により事業内容の企画提案書の提出及びプレゼンテーションにより審査を行い、特定非営利活動法人子育ては親育てみのりのもり劇場の企画内容等が高く評価できたことから、委託先として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
就労意欲喚起等支援事業委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年8月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区茶屋町1-27  
株式会社東京リーガルマインド
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 134,178,000円  
(変更後) 152,470,906円
- 7 契約内容  
職業相談の専門家であるカウンセラーによる生活保護受給者及び生活困窮者(以下、生活保護受給者等)への支援業務と、生活保護受給者等の個別事情に応じた求人情報を開拓し提供する求人開拓員による支援業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
当事業は、資格や専門的な技術を持ったキャリアカウンセラーが個別カウンセリングを行い、就労意欲を喚起するとともに、就労意欲の喚起後は、雇用情勢等の労働市場に関する専門的な知識を有する求人開拓員が、生活保護受給者及び生活困窮者に求人の紹介を行うもので、就労歴や就労に対する意欲が乏しい者等、就労に向けた課題をより多く抱えた生活保護受給者及び生活困窮者の状況に応じきめ細かく支援できる事業所である必要があり、その委託に当たっては、契約の相手方の能力、技術、経験等により、履行内容、履行方法に顕著な差異が現れるため、契約の相手方には、価格以外に就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、人員確保の手段、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較したうえで選定する必要がある。  
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行い、随意契約を締結した。  
また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を受け、就労支援体制をより充実させる必要が生じたため変更契約を行っている。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、1事業者（株式会社東京リーガルマインド）から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき6名の職員で総合評価を行った結果、最低選定基準点（80点）を上回る評価点を獲得したため、当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
チャレンジ就労体験事業の委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）  
21,337,000円
- 7 契約内容  
長期のひきこもりにあるなど、社会や人との関わりに不安を抱き、就労に至ることが困難な者を対象とした就労体験の場の提供や体験者の支援及び就労体験先の開拓
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の中には、長期の引きこもりや対人関係の構築の失敗等により、就労に対する不安を抱え、ひいては社会との関わりに不安や不信感を抱き、就労に至ることが困難な者が多い。こうした者を対象に、就労への関心を持たせるための動機付け、その関心を高めるための多種多様な就労体験先の提供、さらには就労体験終了後のフォローアップ等、きめ細かに寄り添い、支えることで就労や社会とかかわることへの不安の払しょくを図り、更には自立につなげていくことを目的に、業務を委託するに当たっては、契約の相手方の能力、技術、経験等により、履行内容、履行方法に顕著な差異が現れるため、契約の相手方には、価格以外に就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、人員確保の手段、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較したうえで選定する必要がある。  
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、専門的な援助の技術力や本業務への理解度、提案内容の的確性、業務の実施体制などの観点から業者の選定を行い、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託者を募集したところ、1事業者（社会福祉法人京都市社会福祉協議会）から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき5名の職員（生活福祉課長2名及び生活福祉課補職者2名、他1名）で総合評価を行った結果、社会福祉法人京都市社会福祉協議会が最低選定基準点（80点）を上回る評価点を獲得し、当事業を委託できるものと判断したため。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住居確保給付金支給事業
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年5月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館内  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 8,265,000円  
(変更後) 108,000,000円
- 7 契約内容  
住居確保給付金支給事業に関する事務のうち、支給申請の相談受付を行う窓口業務、支給決定等に係る事務作業、受給者に対する就労支援等
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
委託業務の遂行に当たり、受託者は以下の要件を満たす必要がある。
  - (1) 利用者の就業に向けた適正把握や面接相談などの就労支援にとどまらず、生活レベルまで踏み込んだ自立支援を実施できる十分な能力を有すると認められること。
  - (2) 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とする世帯に対して生活資金や住居入居資金などの貸付を行う「総合支援資金」との密接な連携が図られること。
  - (3) 幅広い福祉施策に精通し、必要に応じて、こうした施策へ速やかにつなげられるよう、各区保健福祉センターと密接な連携を取ることが可能であること。
  - (4) 各行政区において、受託業務を実施する十分な体制を整えることができると認められること。これらの要件をすべて満たすことができる受託先は、生活困窮者等に対する生活支援をはじめ、全市レベルでの地域の社会福祉活動を総合的に推進する法人であり、市内に各区社会福祉協議会を設置し統括する京都市社会福祉協議会のほかにないため。  
また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を受け、住居確保給付金の支給対象が拡大されたことにより、申請件数が大幅に増加し、申請受付及び

支給に関する業務増に対応するため、変更契約を行っている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市ホームレス自立支援センター事業運営委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽高島町69番地  
公益財団法人 ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）  
36,090,000円
- 7 契約内容  
京都市ホームレス自立支援センターに入所させたホームレス（以下、「入所者」という。）を対象に、宿泊場所の提供と就労・日常生活支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務委託については、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うとともに、センターに入所したホームレス（以下、「入所者」という。）が抱える様々な課題について十分に理解したうえで、就労相談や採用面接の訓練といった就労支援、退所後を見据えて健全な生活を送るための生活訓練、また、居宅生活に移った後に安定した生活を維持するための相談や指導を行う必要がある。  
とりわけ就労支援においては、入所者の就業可能性を高めるため、企業等が求める人材のニーズを十分に把握したうえで、入所者の状況に応じた就労計画書を作成する必要があるが、求人側のニーズについては、短期的なニーズに加え、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えたうえで、長期的な観点からのニーズの把握が必要であり、雇用情勢に関する継続的な調査・分析・研究も欠かせない。  
また、入所者に対しても、日々の生活状況の把握や個別相談を通じて、その者が有する能力や適性等を十分に把握したうえで、職業能力の開発及び向上を図る必要があり、入所者の観察、記録、見守りなど、きめ細やかな対応が求められる。  
このため、本事業は、価格のみをもって委託先を選定することは望ましくないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行い、随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を募集したところ、1 事業者（ソーシャルサービス協会ワークセンター）から応募があった。この事業者について、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、事前に定めた評価基準に沿って評価した結果、受託候補者として相応しいと判断したため、委託先として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市ホームレス能力活用推進事業
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽高島町69番地  
公益財団法人 ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）  
5,965,000円
- 7 契約内容  
就労意欲がありながら、離職期間の長期化等により、一般的な求職活動による就労が困難と思われるホームレス支援施設の入所者等を対象に、職業訓練的な職の開拓や情報収集、提供を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ホームレス支援施設に入所するホームレスは、高齢や疾病により就労の困難な者や、稼働年齢層であるものの、薬物犯罪、依存性、発達障害や精神障害がある等の課題を抱えると同時に、就労への動機が弱く、さらに、生来の気質やホームレス生活の長期化等により、一般的な生活能力を著しく欠く者が多く、身だしなみや、挨拶等の基本的なマナーから指導を必要とする方が多い。  
こういった対象者のそれぞれの状況に応じて就労意欲の喚起を図るとともに、就労ニーズに応じて支援を行う必要があるため、価格のみをもって委託先を選定することは望ましくなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす必要がある。  
(1) ホームレスが抱える様々な課題について、十分に理解していること。とりわけ、ホームレスが置かれている境遇や環境、社会における認識、対応の歴史等について理解していること。

- (2) 疾病や障害に類似する様態，薬物やアルコールへの依存，生活能力の欠如をはじめとする多様な困難を抱える入所者に対してアセスメントを行うための専門的知見を有する支援員を配置できること。
- (3) 対象者が抱える課題や生活能力の見立てを正確に行い，適切な軽作業を判断できること。
- (4) 支援対象者の抱える多様な困難に対応するため，福祉事務所をはじめとする関係機関や，法律事務所などの専門的機関との連携体制が構築されており，各種制度の積極的な活用が可能であること。

これらの条件について，(1)～(4)の条件を全て満たす事業者は公益財団法人ソーシャルサービス協会のみであることから委託先として選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市ホームレス緊急一時宿泊事業に係る宿泊施設の賃貸借契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区東洞院通塩小路上る東塩小路町556番地  
有限会社カリヤス
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）120,450,000円
- 7 契約内容  
ホームレスを一時的に宿泊させる緊急一時宿泊施設として、契約の相手方の有する京都ホワイトホテル及びホワイトハウスの2物件を提供するとともに、利用者の宿泊に関して、飲食物の提供やリネン交換等のサービス提供を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
緊急一時宿泊施設の実施事業者においては、予測できない日々の入所依頼に対応できる施設規模が求められる。  
「有限会社カリヤス」は、本市下京区を拠点として旅館業を営んでおり、平成21年度から通年化した「京都市ホームレス緊急一時宿泊事業」の実施先として、長年に渡り緊急一時宿泊施設としての運営実績を有し、事業の目的や本事業の実施先として担う役割を熟知していることに加え、ホームレスが緊急一時宿泊施設への入所に至った背景や健康状態に留意した対応を行うなど、ホームレスに対する偏見を持たず、深い理解のもと、事業運営に取り組んでいる。  
更に、宿泊料金の支払い方法について、他都市では、入所の有無に関わらずあらかじめ一定の客室を確保するために前金払いを行う例もある中、「有限会社カリヤス」は、入所実績に応じた翌月払いに応じていることから、本市にとって有利な契約を締結できる。  
以上から、競争入札に付することが不利と認められるため、「有限会社カリヤス」と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市ホームレス訪問相談事業（支援員の配置・緊急一時宿泊施設）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
（当初）令和2年4月1日  
（変更後）令和2年6月4日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地-48  
公益財団法人 ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）16,620,000円  
（変更後）24,308,000円
- 7 契約内容  
緊急一時宿泊施設入所者に対する生活相談への対応のほか、面談を通じてホームレス状態に至った背景・要因等を分析し、支援計画（案）の策定及び支援計画に基づく支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、さまざまな課題を抱える支援対象者一人ひとりに寄り添いながら、丁寧にアセスメントを行い、個々人の状況に合わせた支援計画案を策定することで、それぞれが抱える課題の解消を図るとともに、施設を退所した後も安定した生活を送ることができるよう支援するものであり、価格のみで委託先を選定する競争入札には適していないことから、随意契約を締結した。  
また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を受け、支援体制をより充実させる必要が生じたため変更契約を行っている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターは、社会福祉士等の資格を持つ職員が複数

名所属しており、支援対象者一人ひとりのアセスメントを的確かつ速やかに行うことができる体制が整っている。また、当該法人は、本市内において長らく独自でホームレス及び生活困窮者支援に取り組んでいることから、本市の福祉施策等について精通しており、支援対象者の支援計画案を策定するに当たって、適切な支援内容を構築することができる。

本事業は生活困窮者自立支援法の規定により法人格を有している必要があるが、本市内に拠点を持つ法人格のあるホームレス支援団体2団体のうち、1団体は既存業務が繁忙であることや人員等の捻出が困難であるとの理由から、受託不可の回答を得ており、履行できる団体は、「公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター」のみであることから、契約の相手方に選定した。

## 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市ホームレス訪問相談事業（路上）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条上御霊町64番地1 アンビシヤス梅垣ビル1階  
特定非営利活動法人 ゆい
- 6 契約金額（税込み）  
14,012,900円
- 7 契約内容
  - (1) ホームレスの生活拠点を調査し、訪問計画を作成する。
  - (2) 業務を円滑に実施するために、各種制度に関する知識の習得を行う。
  - (3) 訪問計画に基づき、ホームレスが生活する拠点を訪問し、日常生活上の相談対応及び各種制度の紹介及び利用勧奨、関係機関への同行訪問を行う。
  - (4) 本市からの情報提供に基づき、訪問を行う。
  - (5) 路上生活から脱出した者の状況確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件契約の目的を達成するためについては、以下の条件を満たす必要がある。

  - (1) 特定の起居場所を持たない路上生活者に対して、効果的かつ効率的にアプローチを行うことができるよう、当該対象者の日常の行動範囲や行動パターンについて、十分に熟知していること。
  - (2) 路上生活者それぞれの生活状況や支援に向けて、課題や障壁となっている事項、更には、効果的な支援が行えるようその者の性格や特性といった詳細な状況まで十分に熟知していること。
  - (3) 本市のホームレス支援施策や生活保護制度をはじめとする各種福祉施策に関する高い知識を有していること。
  - (4) 路上生活者が抱える特有の課題や路上生活に至った要因について、十分に理解していること。
  - (5) 路上生活者の日々の健康状態や細かな体調の変化を察知し、緊急時には、現場において適切に対処できるよう福祉施策や医療制度に精通する看護師や社会福祉士などの専門資格を有する人材を確保していること。
  - (6) 生活困窮者自立支援法を根拠として実施するものであることから、同法の規定により法人格を

有していること。

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」、また、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに規定する「契約の目的を達成するためには能力その他複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定されるもの」に該当することから、随意契約によることとする。

これら全ての条件を満たす者は、路上生活者特有の課題や路上生活に至った要因について、十分な理解を持ち、本市のホームレス支援施策や生活保護制度についても高い知識を有しているほか、社会福祉士や看護師などの専門資格を有する人材を確保している「特定非営利活動法人ゆい」以外に存在しない。

また、当該法人は、当該委託契約の範囲外となる夜間及び休日において、独自の取組により、路上生活者に対する巡回相談等を実施しており、市内に起居する路上生活者の生活実態はもとより、従来の活動を通じて、一部の路上生活者との間で相互理解が確立されているなど、これまでの経験や実績に基づく効果的かつ効率的な支援が可能である。

以上から、他に履行できる団体は存在せず、特定非営利活動法人ゆいと随意契約を締結した。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市ホームレス居宅定着支援事業（支援員の配置・緊急一時宿泊施設）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府河内長野市河合寺423番1  
社会福祉法人 みなと寮
- 6 契約金額（税込み）  
5,146,768円
- 7 契約内容  
緊急一時宿泊施設に入所している者のうち、安定した居宅生活を送るうえで課題がある者を支援対象とし、緊急一時宿泊施設に支援対象者が入所している時点から居宅生活への移行及び移行後の定着支援まで一貫して支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の委託先選定に当たっては、単に価格のみの要素で判断することは適切ではなく、本事業に対する理解度や考え方、ホームレス等の生活困窮者支援に関するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較する必要がある。  
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、業者の選定を行い、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集したところ、2事業者から応募があった。これらの事業者について、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、事前に定めた評価基準に沿って評価した結果、社会福祉法人みなと寮が受託候補者として相応しいと判断した。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（令和2年度分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（令和2年度分） コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
16,106,860円
- 7 契約内容  
生活保護の業務運用全般を管理する電算システムのソフトウェア保守作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
生活保護電算システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに京都市向けのカスタマイズを加えたシステムである。  
ソフトウェア保守作業については、障害発生時の原因調査、データ修正及び運用復旧に迅速に対応する必要があるが、その作業に当たっては、ソフトウェア開発を実施した者が保持する高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。  
このため、生活保護電算システムのソフトウェアを開発した日本電気株式会社を含む当該コンソーシアムと随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
日常生活支援住居施設創設に係るシステム改修
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年7月13日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
日常生活支援住居施設創設に係るシステム変更委託コンソーシアム  
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
9, 176, 640円
- 7 契約内容  
日常生活支援住居施設創設に伴う生活保護等電算システムの改修
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
平成26年1月に導入した生活保護等電算システムに係る改修である。  
改修に当たっては、稼働中のシステムに影響を与えることなく一定期間内に作業を完了させること、障害が発生した場合の復旧など様々な不具合に迅速に対処することが必要である。  
このため、実施に当たっては、高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。当該技術及び知識を有する者は、システムを構築した日本電気株式会社のみである。  
また、今回のシステム改修は、パッケージ部分を改修する必要があるが、パッケージ部分はシステム構築業者が著作権を保有しているため、他の業者は改変することはできない。  
そのため、生活保護等電算システムのソフトウェアを開発した日本電気株式会社を含む当該コンソーシアムと随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度年金検討員派遣事業の委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332番地  
京都府社会保険労務士会
- 6 契約金額（税込み）  
33,958,000円
- 7 契約内容  
生活保護法の基本原理である生活保護制度に優先する他法他施策の活用の徹底を図るため、社会保険労務士有資格者を各区役所・支所保健福祉センターへ派遣し、生活保護受給者の年金受給資格の検討、年金受給が可能な者に対する裁定請求支援や、他法他施策活用に向けた助言を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業実施に当たっては、年金をはじめとする他法他施策について専門的知識や支援ノウハウを有する人材の確保が必要となるが、年金受給に向けた裁定請求支援については、社会保険労務士業務に該当し、社会保険労務士無資格者や、人材派遣会社等への本事業の業務委託は社会保険労務士法第27条に抵触することから、一般企業への業務委託ができない内容の業務となっている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都府社会保険労務士会は、昭和44年12月に発足し、京都府内6支部、個人会員889名、法人会員34法人（平成31年4月1日現在）の会員がおり、市内全域からの人材登用が可能であるとともに、会員の業務活動を支援する団体としての活動を行っており、事業コーディネート機能を有する適当な団体であると認められる。  
また、法人事業として、①無料年金、総合労働相談、②年金事務所からの受託による街角年金相



談センターへの会員派遣といった事業実績があり、本事業のコーディネート機能を有し、本事業の内容を達成することのできる適当かつ唯一の団体であるため、委託先として選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和2年5月1日
- 4 履行期間  
令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区赤坂2-5-1 S-GATE 赤坂山王9F  
株式会社リーブ・マックス
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）52,763,000円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、離職などにより、居所を失い生活が困窮する者が増加する可能性があるため、旅館やホテル、簡易宿所などの居室を一時的に提供する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の委託先の選定にあたっては、以下の要件を満たしている事業者において、公募（募集時期4月27日から4月30日）を実施したうえで選定し、随意契約を行った。  
(1) 保健福祉局生活福祉部生活福祉課及び各保健福祉センターから居室の提供の要請を受けた際に、令和3年3月31日までの期間において居室を提供できること  
(2) 提供できる居室（個室）が30室以上あること  
(3) 各個室にベッド又は布団、風呂、トイレ、テレビが完備していること  
(4) 本市が支払う宿泊料は利用実績に基づき支払うこととし、1人1泊5,000円以内とすること  
(5) 建物の管理者（保守等）が24時間常駐していること  
(6) 保健福祉局生活福祉課及び各保健福祉センターと連絡・調整を行う職員を1名定めるとともに、業務を履行するに当たり、予期せぬ事態が発生した場合は、速やかに連絡し、指示に従って対応すること  
(7) 利用者の入所中、ソーシャルサービス協会ワークセンターの訪問調査員との連携を図ること
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募を実施したところ、4事業者から応募があり、

- (1) 価格は、他と比較して低額か
- (2) 必要となる居室数を確保しているか
- (3) 早急に事業を開始できるか
- (4) 設備が十分か
- (5) 立地などの面で、訪問相談員などの関係機関との円滑な連携を図ることができるかなどを総合的に判断し、当該業者を選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市西区江戸堀三丁目1番31号 R&Hビル  
株式会社コアジャパン
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）8,871,950円
- 7 契約内容  
柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書の内容点検及び患者照会発送業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
療養費の適正化を目的とした契約であり、内容点検等の実施に当たっては、価格だけでなく、実施方法等について、業者ごとに顕著な差異が現れるものであり、競争入札に適さないため、プロポーザル方式により業者選定後、随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルの実施に当たり参加者募集のうえ、「柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務受託候補者選定委員会」を開催した。プロポーザルによる評価の結果、提案内容が高く評価できたため株式会社コアジャパンを受託候補者として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
国民健康保険診療報酬内容審査業務

2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課

3 契約締結日  
令和2年4月1日

4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地  
京都府国民健康保険団体連合会

6 契約金額（税込み）  
（予定総額）32,559,760円

7 契約内容  
診療報酬明細書（レセプト）の内容審査

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託先である京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条の規定に基づき、都道府県ごとに会員である保険者（市町村及び国民健康保険組合）が共同して設立する国民健康保険法の目的を達成するために必要な事業を行う公の法人であり、京都府内の医療機関からの国民健康保険レセプトデータを受付、管理している唯一の団体である。

国民健康保険レセプトデータ等の伝送に使用するシステムは、連合会が京都デジタル疎水ネットワークを利用して独自に設計・開発したものであり、連合会側・各保険者側のシステムの設定・管理・運用は連合会が一元的に実施している。

本業務は、高額療養費の給付業務など被保険者への影響を考慮し、保険者として早期に実施する必要があり、かつ、レセプトデータという高度の機密性を要する個人情報の取扱いを極めて慎重に行わなければならない。

従って、本件業務を履行できるのは連合会において他になく、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
第三者行為損害賠償求償事務の委託（国民健康保険，福祉医療制度等）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）10,928,000円
- 7 契約内容  
京都市国民健康保険に係る第三者行為損害賠償求償事務  
また，上記委託案件の被保険者が，京都市重度心身障害者医療費支給条例，京都市老人医療費支給条例，京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による福祉医療費助成事業の対象者である場合は，上記委託案件と併せて，各条例に基づく同事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
第三者行為損害賠償求償事務の委託については，国民健康保険法第64条第3項及び国民健康保険法施行規則第32条の7において，国民健康保険団体連合会にのみ委託が可能と定められており，当該契約内容の事務については，京都府下地域を管轄する京都府国民健康保険団体連合会以外行うことができないことから，競争入札に適さないため，随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器の賃借料
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年5月31日まで  
ただし、甲から乙に契約終了の1か月前までに書面で契約終了の申入れがないときは、同条件にて契約期間を2か月周期で自動延長されるものとし、以降も同様とする。また、契約期間の延長は令和3年3月31日を限度とする。
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器賃貸借業務に係るコンソーシアム  
(代表者) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)  
42,880,200円
- 7 契約内容  
オンライン端末94台(区役所・支所設置分93台, 保健福祉局設置分1台)とそれらに伴うプリンター等の付属機器の賃借
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
次のように契約の相手方が特定されるため、株式会社J E C Cが代表を務める「日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・附属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム」と随意契約を締結する。
  - (1) 機器指定理由
    - ア 現在稼動している国民健康保険オンラインシステムのホストコンピュータが日本電気株式会社製であることから、システム環境を正常に維持するためには、端末その他付属機器について、同社製機器を使用する必要がある。
    - イ 現在、国民健康保険オンラインシステムにおいて使用している外字は、ホストコンピュータ上で日本電気株式会社がサポートしている漢字コード領域で作成しているため、他社製機器を使用した場合は、新たに作成し直す必要がある。
    - ウ 国民健康保険オンラインシステムにおいて、日本電気株式会社製エミュレーターソフトウェア用に画面定義情報が作成されているため、他社製機器を設置した場合、現在の国民



健康保険オンラインシステムの改造が必要となる。

エ 既存システム(被保険者証発行システム等各種システム)とこの契約で調達する端末等は接続し、一体として稼働させることとなるが、既存システムと一体化したシステムの一部に障害又は故障が発生した場合は障害又は故障の発生箇所、原因等の特定が困難であり、複数の者から調達した機器によってシステムを構成した場合は、障害又は故障の場合の責任の所在が不明確となるため、障害又は故障からの復旧が困難となる。

(2) 障害発生時の機器等交換の必要性

被保険者証の即時発行等の即時に処理すべき市民サービス業務が停止若しくは著しく遅延し、又は誤った被保険者証の発行等があった場合は、市民生活に多大な支障が生じる。システムに障害が発生した場合であっても、長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能な契約を締結する必要がある。

(3) 機器指定と機器交換の可能な賃貸借契約

一般にレンタル契約は、貸し手があらかじめ不特定多数の借り手のために用意した物件の中から必要な物件を選択して借りるものであって、故障した場合の交換が可能であるが、貸し手があらかじめ用意している数量を超えて調達することはできない。また、通常、不特定多数の借り手が存在しない物件の場合は、貸し手が存在し得ない。本市が調達しようとする機器等は、需要が少ない専用機器であるため、一般のレンタル契約の対象物件として取り扱っている者がいない。一方で、一般のリース契約では、特定の借り手のために貸し手がメーカーから調達するものであって、特定の物件を指定することが可能であるが、貸し手は、借り手が引渡しを受けた物件以外にはそのような物件を調達し、保有することがないため、故障の場合の交換は不可能である。

株式会社J E C Cは、借り手の個別の要望に応じた物件をメーカーから調達して貸し、当該物件に障害が発生した場合の交換を可能とする契約をレンタル契約と呼称して提供している。日本電気株式会社が指定する端末機器について、上記のような契約の履行が可能な者は他になく、契約の相手方が特定される。

なお、本業務の履行にあたって、株式会社J E C Cは、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、以下役割を分担し受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。

- ・賃貸する業務 株式会社J E C C
- ・物件稼働責任(物件の返還を含む) 日本電気株式会社
- ・技術支援業務 NECソリューションイノベータ株式会社
- ・物件保守業務 NECフィールドディング株式会社

NECフィールドディング株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社は、日本電気株式会社が有する技術情報の資料を許諾されている。また、自治体におけるシステム開発・保守の実績が10年以上あり、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを株式会社J E C Cが保証しているため、コンソーシアムの構成員として認めることとする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修（要件定義）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年6月1日
- 4 履行期間  
令和2年6月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
29,766,000円
- 7 契約内容  
国民健康保険オンラインシステムが令和3年度における制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うため、要件定義作業を委託したもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
次のように契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社が代表を務める令和3年度向け制度改正対応に係るシステム改修コンソーシアムと随意契約を締結する。  
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるものである。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めることとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
オンライン資格確認に係るシステム改修（要件定義）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年6月1日
- 4 履行期間  
令和2年6月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
オンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアム  
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,470,000円
- 7 契約内容  
国民健康保険オンラインシステムが制度改正に対応し、適正な処理が可能となるようシステム改修を行うため、要件定義作業を委託したもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
次のように契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社が代表を務めるオンライン資格確認に係るシステム改修コンソーシアムと随意契約を締結する。  
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるものである。  
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めることとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年6月1日  
(変更後) 令和2年7月3日
- 4 履行期間  
(当初) 令和2年6月1日から令和2年8月12日まで  
(変更後) 令和2年6月1日から令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区新宿四丁目3番17号 FORECAST新宿SOUTH 7階  
株式会社オープンループパートナーズ
- 6 契約金額(税込み)  
(当初)(予定総額) 18,531,480円  
(変更後)(予定総額) 25,749,583円
- 7 契約内容  
市民対応業務及びその他の事務補助業務に従事するスタッフの派遣
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本業務は、区役所・支所保険年金課における窓口案内・整理を行うことを目的としており、実施方法等について業者ごとに顕著な差異が現れるものであるため、一般競争入札に適さない。そのため、公募型プロポーザルにより委託先の公募を行い、参加事業者(4社)のうち、株式会社オープンループパートナーズが一定の評価点を得たため、受託候補者として選定し、随意契約を締結した。  
また、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止のため、来庁者の分散を図る取組みとして減免申請の申請期限を8月31日まで延長を行ったため、派遣期間の延長を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
国民健康保険被保険者証作成及び封入封緘業務委託等
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年8月6日
- 4 履行期間  
令和2年8月6日から令和2年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階  
トッパン・フォームズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）19,371,836円
- 7 契約内容  
京都市国民健康保険は、京都市国民健康保険規則第4条において、被保険者証は毎年1回更新することと定め、毎年10月から被保険者証の一斉更新を実施しており、令和2年度一斉更新に係る被保険者証及び関係帳票の作成及び封入封緘について業務委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
被保険者証の素材については、印字する際にトナーの滲みや裏写りがなく、水分や熱等に対する耐久性に優れたものを選定する必要がある。  
紙の表面にコーティングが施されている合成紙は水や熱等の耐久性に優れており、他保険者でも多く使用されているものであるが、京都市ではこれまでから、合成紙の中でも最も耐久性に優れ、トナーの滲みや裏写りが無いピーチコート紙を被保険者証の素材として選定しており、今年度についてもピーチコート紙を使用する。  
現在、ピーチコート紙の取扱業者がトッパン・フォームズ株式会社の1社のみであることから、トッパン・フォームズ株式会社を委託先として選定し、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度後期高齢者医療オンライン端末・付属機器の賃貸借
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年5月31日まで  
ただし、甲から乙に契約終了の1か月前までに書面で契約終了の申入れがないときは、同条件にて契約期間を2か月周期で自動延長されるものとし、以降も同様とする。また、契約期間の延長は令和3年3月31日を限度とする。
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
後期高齢者医療オンライン端末・付属機器の賃貸借業務に係るコンソーシアム  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
8, 807, 124円
- 7 契約内容  
後期高齢者医療オンライン端末・付属機器レンタルの賃貸借を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 機器の指定  
次のとおり、日本電気株式会社が指定する機器を調達する必要がある。  
ア 後期高齢者医療オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気株式会社製の汎用機（ACOS）であるが、区役所等に設置するオンライン端末を、この汎用機の端末機として稼働させるためには、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼働させるためのエミュレーターソフトウェアが必要となる。このエミュレーターソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。  
イ エミュレーターソフトウェアは、日本電気株式会社が著作権を有するうえ、その内容は公開されておらず、他の者に提供されていない。したがって、日本電気株式会社以外の者が作製した端末用機器の場合は、このエミュレーターソフトウェアについて動作確認されない。さらに、ACOS端末機能を稼働させるためのエミュレーターソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気株式会社が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器とし

て独自仕様により開発したものであり、他の製品をもって代替することができない。

ウ 後期高齢者医療オンラインシステムにおいて使用している外字は、ホストコンピュータ上で日本電気株式会社がサポートしている漢字コード領域で作成しているため、他社製機器を使用した場合は、新たに作成し直す必要がある。

エ 後期高齢者医療オンラインシステムにおいて、日本電気株式会社製エミュレーターソフトウェア用に画面定義情報が作成されているため、他社製機器を設置した場合、改造が必要となる。

#### (2) 障害発生時の機器等交換の必要性

被保険者証や納付書の発行等、即時に処理すべき市民サービス業務が停止もしくは著しく遅延し、又は誤ったものの発行等があった場合は、市民生活に多大な支障を生じる。システムに障害が発生した場合であっても、長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能な契約を締結する必要がある。

#### (3) 機器指定と機器交換の可能な賃貸借契約

一般にレンタル契約は、貸し手があらかじめ不特定多数の借り手のために用意した物件の中から必要な物件を選択して借りるものであって、故障した場合の交換が可能であるが、貸し手が特定の借り手のために対象物件を作製することはない。また、通常、不特定多数の借り手が存在しない物件の場合は、貸し手が存在し得ない。本市が調達しようとする機器等は、需要が少ない専用機器であるため、レンタル契約の対象物件として取り扱っている者が少ない。一方で、一般にリース契約では、特定の借り手のために貸し手がメーカーから調達するものであって、特定の物件を指定することが可能だが、貸し手は、そのような特定の物件を他の借り手に貸すことができないことから、故障の場合の交換は不可能である。

株式会社J E C Cは、借り手の個別の要望に応じた物件をメーカーから調達して貸し、当該物件に障害が発生した場合の交換を可能とする契約をレンタル契約と呼称して提供している。このような契約の履行が可能なのは、他にない。また、端末機器は、日本電気株式会社製の汎用機と連携して使用するため開発された専用機器であるが、汎用機がユーザーに対する直接販売の対象となっていないため、これらの機器も株式会社J E C C以外の者から調達することができない。

なお、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省の指導を契機として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータメーカーの共同出資によって設立された会社であって、本市においても、税システム、国民健康保険システム、介護保険システムなど、レンタル契約で多数の実績を持っている。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度国民年金オンラインシステムNEC製端末及びその他付属機器の賃貸借
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年5月31日まで  
ただし、甲から乙に契約終了の1か月前までに書面で契約終了の申入れがないときは、同条件にて契約期間を2か月周期で自動延長されるものとし、以降も同様とする。また、契約期間の延長は令和3年3月31日を限度とする。
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器賃貸借業務に係るコンソーシアム  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
16,038,000円
- 7 契約内容  
国民年金オンラインシステムNEC製端末及びその他付属機器等の賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 機器の指定  
次のとおり、日本電気株式会社が指定する機器を調達する必要がある。  
ア 国民年金オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気株式会社製の汎用機（ACOS）であるが、区役所等に設置するオンライン端末を、この汎用機の端末機として稼働させるためには、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼働させるためのエミュレーターソフトウェアが必要となる。このエミュレーターソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機の設計思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。  
イ エミュレーターソフトウェアは、日本電気株式会社が著作権を有するうえ、その内容は公開されておらず、他の者に提供されていない。したがって、日本電気株式会社以外の者が作製した端末用機器の場合は、このエミュレーターソフトウェアについて動作確認されない。さらに、ACOS端末機能を稼働させるためのエミュレーターソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気株式会社が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器とし

て独自仕様により開発したものであり、他の製品をもって代替することができない。

ウ 国民年金オンラインシステムにおいて使用している外字は、ホストコンピュータ上で日本電気株式会社がサポートしている漢字コード領域で作成しているため、他社製機器を使用した場合は、新たに作成し直す必要がある。

エ 国民年金オンラインシステムにおいて、日本電気株式会社製エミュレーターソフトウェア用に画面定義情報が作成されているため、他社製機器を設置した場合、改造が必要となる。

## (2) 障害発生時の機器等交換の必要性

国民年金相談に係る国民年金届出記録や所得情報の照会等、即時に処理すべき市民サービス業務が停止もしくは著しく遅延し、又は誤ったものの発行等があった場合は、市民生活に多大な支障を生じる。システムに障害が発生した場合であっても、長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能な契約を締結する必要がある。

## (3) 機器指定と機器交換の可能な賃貸借契約

一般にレンタル契約は、貸し手があらかじめ不特定多数の借り手のために用意した物件の中から必要な物件を選択して借りるものであって、故障した場合の交換が可能であるが、貸し手が特定の借り手のために対象物件を作製することはない。また、通常、不特定多数の借り手が存在しない物件の場合は、貸し手が存在し得ない。本市が調達しようとする機器等は、需要が少ない専用機器であるため、レンタル契約の対象物件として取り扱っている者がいない。一方で、一般にリース契約では、特定の借り手のために貸し手がメーカーから調達するものであって、特定の物件を指定することが可能だが、貸し手は、そのような特定の物件を他の借り手に貸すことができないことから、故障の場合の交換は不可能である。

株式会社J E C Cは、借り手の個別の要望に応じた物件をメーカーから調達して貸し、当該物件に障害が発生した場合の交換を可能とする契約をレンタル契約と呼称して提供している。このような契約の履行が可能なのは、他にない。また、端末機器は、日本電気株式会社製の汎用機と連携して使用するため開発された専用機器であるが、汎用機がユーザーに対する直接販売の対象となっていないため、これらの機器も株式会社J E C C以外の者から調達することができない。

なお、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省の指導を契機として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータメーカーの共同出資により設立された会社であって、本市においても、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システムなどレンタル契約で多数の実績を持っている。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,523,938円
- 7 契約内容
  - （1）健康管理費支給額の算定
  - （2）算定した健康管理費支給額情報の提供
  - （3）健康管理事業に協力する京都府内の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対する健康管理費支給事務
  - （4）健康管理事業に協力する京都府内の施術所等に係る健康管理費審査事務
  - （5）健康管理費に係る第三者行為損害賠償求償事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

健康管理費支給額の算定は、後期高齢者医療制度の高額療養費情報が必要となり、当該情報の算定事務については京都府国民健康保険団体連合会が京都府後期高齢者医療広域連合より委託を受けている。そのため、当該契約内容の事務については、京都府国民健康保険団体連合会以外行うことができない。よって契約方法が、競争入札に適さないため、随意契約を締結したものの。
- 9 根拠法令
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
国民年金システム税制改正に伴うシステム改修（要件定義）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年9月4日
- 4 履行期間  
令和2年9月4日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「国民年金システム税制改正に伴うシステム改修」作業分コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,170,000円
- 7 契約内容  
令和2年税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等が公布され、ひとり親控除が創設されるとともに、寡婦控除等の対象範囲の見直しが行われることに伴い、国民年金法施行令が改正され、20歳前障害に係る障害基礎年金の判定所得の計算や国民年金保険料申請一部免除基準等の判定所得の計算等に影響が出ることから、システム上で適正な計算が可能となるようシステム改修を行うため、要件定義作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在稼働している国民年金オンラインシステムは日本電気株式会社製であり、制度改正の内容を踏まえ、適切なシステム改修を行うための要件定義作業は、システムの開発・保守管理を行っている日本電気株式会社でなければ実施できないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
滞納整理支援システム改修（令和２年度国民健康保険滞納整理支援システムカスタマイズ対応）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和２年９月１１日
- 4 履行期間  
令和２年９月１１日から令和３年３月３１日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「令和２年度国民健康保険滞納整理支援システムカスタマイズ対応」コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８（京都三井ビルディング）  
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
１２，７３４，７００円
- 7 契約内容  
国民健康保険料の滞納整理のため使用している滞納整理支援システムについて、本市独自のカスタマイズ改修を行ったもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
滞納整理支援システムは、「令和２年度 国民健康保険滞納整理支援システムカスタマイズ対応」コンソーシアムのメンバーである北日本コンピューターサービス株式会社の開発する製品であり、機能改善のために発生するシステムの仕様変更の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。  
また、システム全体としては日本電気株式会社が本契約の統括を行っているため、この業務を唯一行える「令和２年度 国民健康保険滞納整理支援システムカスタマイズ対応」コンソーシアムと随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号  
 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記８のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
北九州市小倉北区鍛冶町2-4-1  
日本コンピューター株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,052,000円
- 7 契約内容  
特定健康診査・特定保健指導及び特定健康診査と同様の健康診査の事務効率化を目的として導入しているシステムの保守及び運用支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本システムは、日本コンピューター株式会社が著作権を有するソフトウェアを作り変えることによって開発を行っているが、制度変更や機能改善のために発生するシステムの仕様変更及び障害発生時の不具合の修正の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。そのため本委託契約の業務を行えるのは開発業者である日本コンピューター株式会社に限られるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導費用支払事務及びデータ管理の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）16,815,782円
- 7 契約内容  
特定健康診査・特定保健指導費用支払事務及びデータ管理業務  
（1）平成22年度から令和2年度に実施した人間ドックの費用支払事務及びデータ管理  
（2）平成22年度から令和2年度に実施した人間ドックに基づく特定保健指導の費用支払事務及びデータ管理  
（3）平成22年度から令和2年度に実施した特定健康診査に基づく特定保健指導の費用支払事務及びデータ管理。ただし、特定保健指導のみ実施する機関によるものに限る。  
（4）（3）の特定保健指導に係る特定健康診査のデータ管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務を行う代行機関には、保険者としての京都市及び健診機関・保健指導機関間における特定健康診査等に要する費用の請求及び支払を円滑に行うことが求められる。  
具体的には、支払代行や請求等の事務のために健診機関・保健指導機関及び保険者の情報を管理する機能、事務点検のために契約情報・受診券又は利用券情報を管理する機能、健診機関等から送付された健診データの読み込み、確認及び保険者への振り分け機能、契約内容との整合性、対象者の受診資格の有無等を確認する機能、特定保健指導の開始時期及び終了時期を管理する機能、請求及び支払代行の機能を有することが不可欠であり、京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に限られるため、委託先として選定し、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

国保連合会は、診療報酬の審査支払等の委託先になっており、特定健康診査における費用決済のための仕組みやネットワークについては診療報酬の支払と共通する点が多く、先に挙げた機能を満たす業者と併せて、勘案すると、現時点では国保連合会の他に見当たらず、委託先として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和2年度京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査の実施に係る業務委託

### 2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部保険年金課

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月24日から令和3年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）265,125,000円

### 7 契約内容

令和2年度京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査の実施

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

被保険者に、同一内容の精度の高い健康診査を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができないため、随意契約を締結した。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査については、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらないため、委託先として選定した。

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月24日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）337,903,768円
- 7 契約内容  
令和2年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
被保険者に、同一内容の精度の高い特定健康診査・特定保健指導を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができないため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
特定健康診査・特定保健指導については、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらないため、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年6月1日
- 4 履行期間  
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）575,548,576円
- 7 契約内容  
令和2年度京都市国民健康保健特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
委託内容が健診業務であり，契約の性質及び目的が競争入札に適さないため，随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先の37機関は，いずれも「令和2年度特定健診ドック・特定保健指導及び後期高齢者ドック実施機関の指定基準」を満たしているほか，令和元年度人間ドック事業を受託し，業務を誠実かつ着実に遂行しており，本健診業務の委託先として適当であると判断したため，選定し，随意契約を締結した。
- 11 その他



別紙

人間ドック委託契約先一覧	
委託契約先名	住所
1 社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院	京都市北区小山上総町14
2 独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27
3 社会医療法人西陣健康会（堀川病院）	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865番地
4 京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春椿町355-5
5 医療法人愛寿会（同仁病院）	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町394-1
6 公益社団法人信和会（京都民医連あすかい病院）	京都市左京区田中泉島井町89番地
7 一般財団法人日本バプテスマ連盟医療団（日本バプテスマ病院）	京都市左京区北白川山ノ元町47
8 公益財団法人京都健康管理研究会（中央診療所）	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町58番地・56番地
9 医療法人大澤会（大澤クリニック）	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617番地
10 医療法人大和英寿会（大和診療所）	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番2 太陽生命御池ビル7、8、9階
11 医療法人知音会（御池クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
12 公益社団法人京都保健会（京都民医連太子道診療所）	京都市右京区太秦柳森町18-13京医協ビル2階
13 一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壱井町67番地
14 一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬寮町28番地
15 地方独立行政法人京都市立病院機構	京都市中京区壬生東高田町1の2
16 医療法人知音会（四条烏丸クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
17 京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15丁目749番地
18 医療法人社団洛和会（音羽病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
19 医療法人財団康生会（ラクトクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の5
20 一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町3番地の4
21 医療法人創健会（西村診療所）	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地ホテルグランヴィア京都3F
22 医療法人財団康生会（タケダクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地5
23 医療法人啓信会（京都四条診療所）	京都府城陽市平川西六反26-1
24 医療法人健康会（京都南病院）	京都市下京区西七条南中野町8番地
25 医療法人同仁会（社団）（九条病院）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
26 医療法人同仁会（社団）（同仁クリニック）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
27 医療法人社団洛和会（東寺南病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
28 社会医療法人太秦病院（うずまさ診療所）	京都市右京区太秦帷子ヶ辻町30番地4
29 医療法人清仁会（洛西シミズ病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
30 医療法人清仁会（洛西ニュータウン病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
31 三菱京都病院	京都市西京区桂御所町1番地
32 社会福祉法人京都社会事業財団（京都桂病院）	京都市西京区山田平尾町17番地
33 医療法人医仁会（武田総合病院）	京都市伏見区石田森南町28番1号
34 医療法人朋友会（鳥羽健診クリニック）	京都市伏見区下鳥羽六反長町109番地
35 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）	京都市伏見区竹田中京町88番地
36 医療法人社団藤生会（藤生会総合病院）	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
37 医療法人社団淀さんせん会（金井病院）	京都市伏見区淀木津町612番地12

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする人間ドック健康診査委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年7月1日
- 4 履行期間  
令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）120,540,000円
- 7 契約内容  
京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする令和2年度健康診査における人間ドック健康診査の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
委託内容が健診業務であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先の37機関は、いずれも「令和2年度特定健診ドック・特定保健指導及び後期高齢者ドック実施機関の指定基準」を満たしているほか、令和元年度人間ドック事業を受託し、業務を誠実かつ着実に遂行しており、本健診業務の委託先として適当であると判断したため、選定したものである。
- 11 その他

別紙

人間ドック委託契約先一覧	
委託契約先名	住所
1 社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院	京都市北区小山上総町14
2 独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27
3 社会医療法人西陣健康会（堀川病院）	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865番地
4 京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春椿町355-5
5 医療法人愛寿会（同仁病院）	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町394-1
6 公益社団法人信和会（京都民医連あすかい病院）	京都市左京区田中泉島井町89番地
7 一般財団法人日本バプテスマ連盟医療団（日本バプテスマ病院）	京都市左京区北白川山ノ元町47
8 公益財団法人京都健康管理研究会（中央診療所）	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町58番地・56番地
9 医療法人大澤会（大澤クリニック）	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617番地
10 医療法人大和英寿会（大和診療所）	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番2 太陽生命御池ビル7、8、9階
11 医療法人知音会（御池クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
12 公益社団法人京都保健会（京都民医連太子道診療所）	京都市右京区太秦柳森町18-13京医協ビル2階
13 一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壱井町67番地
14 一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬寮町28番地
15 地方独立行政法人京都市立病院機構	京都市中京区壬生東高田町1の2
16 医療法人知音会（四条烏丸クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
17 京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15丁目749番地
18 医療法人社団洛和会（音羽病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
19 医療法人財団康生会（ラクトクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の5
20 一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町3番地の4
21 医療法人創健会（西村診療所）	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地ホテルグランヴィア京都3F
22 医療法人財団康生会（タケダクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地5
23 医療法人啓信会（京都四条診療所）	京都府城陽市平川西六反26-1
24 医療法人健康会（京都南病院）	京都市下京区西七条南中野町8番地
25 医療法人同仁会（社団）（九条病院）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
26 医療法人同仁会（社団）（同仁会クリニック）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
27 医療法人社団洛和会（東寺南病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
28 社会医療法人太秦病院（うずまさ診療所）	京都市右京区太秦帷子ヶ辻町30番地4
29 医療法人清仁会（洛西シミズ病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
30 医療法人清仁会（洛西ニュータウン病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
31 三菱京都病院	京都市西京区桂御所町1番地
32 社会福祉法人京都社会事業財団（京都桂病院）	京都市西京区山田平尾町17番地
33 医療法人医仁会（武田総合病院）	京都市伏見区石田森南町28番1号
34 医療法人朋友会（鳥羽健診クリニック）	京都市伏見区下鳥羽六反長町109番地
35 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）	京都市伏見区竹田中京町88番地
36 医療法人社団藤生会（藤生会総合病院）	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
37 医療法人社団淀さんせん会（金井病院）	京都市伏見区淀木津町612番地12

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
後発医薬品差額通知書等作成業務に係るレセプト（コード）情報データ抽出委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年5月1日
- 4 履行期間  
令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,590,676円
- 7 契約内容  
後発医薬品差額通知書の作成のための下記業務の実施  
（1）レセプト情報データの抽出  
（2）後発医薬品差額通知案内資料印刷  
（3）レセプト（コード）情報の取込及び後発医薬品差額通知に係る効果分析等  
（4）後発医薬品差額通知書の作成，封筒の作成，後発医薬品案内資料の同封，封入・封緘及び郵送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
後発医薬品差額通知書を作成するためには，国保連合会が所有するレセプト情報を活用する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理委託（総合収納システム）
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2  
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）10,466,760円
- 7 契約内容
  - （1）国民健康保険料に係る市会計管理者扱いの領収済通知書の内容をデータ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（L GWAN）を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
  - （2）前号のデータ化した済通の合計と、金融機関が作成した収納日報収納合計票の合計（件数金額）を照合すること。
  - （3）国民健康保険料に係る区会計管理者扱いの領収済通知書等の内容をデータ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（L GWAN）を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
  - （4）領収済通知書の画像データは、別途仕様書で定める期間システム上に保管し、システムから削除される前に電磁式記録媒体（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で記録する媒体をいう。以下に同じ。）に収録して京都市に納品する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、国民健康保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容をデータ化し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許

されない。エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社と三菱UFJ銀行京都支店間には照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行えるシステムや三菱UFJ銀行京都支店に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されており、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外の第三者が行った場合には、契約内容を迅速且つ確実に履行することができない。

以上の理由により、契約内容の確実な履行が可能なものが委託先となるエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社1社のみであり、競争入札に適していないため、同社を相手方として、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都文京区本郷3丁目33番5号  
三菱UFJニコス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）32,201,400円
- 7 契約内容
  - (1) コンビニエンスストア本部から払い込まれた本市の発行するコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書に基づく収納金の取りまとめに関する事。
  - (2) 収納金の本市の指定する金融機関への払込みに関する事。
  - (3) コンビニエンスストア本部から配信された収納情報の取りまとめ及び本市への収納情報の配信に関する事。
  - (4) 収納情報の原本である領収済通知書及び原符の保管に関する事。
  - (5) 収納事務に係る当事者間の折衝及び報告等の調整に関する事。
  - (6) 上記(1)から(5)に付随するもので本市、収納代行業者及びコンビニエンスストア本部が協議して合意した業務に関する事。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、国民健康保険料の納付書は、保健福祉局による一括作成のものと区役所・支所保険年金課によるオンライン作成のもの2種類があり、一括作成の納付書は、出納閉鎖日がバーコードの読取期限となっており、オンライン作成の納付書は任意の指定期限の日がバーコードの読取期限となっている。この任意の指定期限の日は、システム上、納付書作成日の2年後の日付まで入力可能であることから、既に指定期限が平成31年度以降の日付の納付書が納付義務者に交付されており、納付義務者がその納付書によってコンビニエンスストアで納付した場合、その収納データは三菱UFJニコス株式会社にしか配信されず、納付された保険料は三菱UFJニコス株式会社に入金されることとなる。そのため、他業者に委託する場合は、既に納付義務者に交付されている納付書を差し替える必要があるが、交付対象が不特定多数であることから、その差替は不可能である。

また、納付可能なコンビニエンスストアは収納代行業者の取扱いコンビニエンスストアに限定されるが、既に交付されている納付書は三菱UFJニコス株式会社の取扱い可能なコンビニエンスストアでしか支払うことができない。そのため、他業者に収納代行業務を委託すると、取扱いコンビニエンスストアが変更となり、既に交付されている納付書に表示されている取扱いコンビニエンスストアと齟齬をきたすことになる。

上記の点から収納代行業者の変更が納付義務者に多大な混乱を与えることが明らかであり、当該業務を遂行可能な業者は三菱UFJニコス株式会社しかなく、競争入札に適していないため、三菱UFJニコス株式会社を相手方として随意契約を締結する。

なお、費用面では、本市国民健康保険のコンビニ収納に係るシステムが、導入時の収納代行業者である三菱UFJニコス株式会社に対応した仕様となっているため、収納代行業者を変更した場合、別途システム改修が必要となり、新たな費用が発生することとなるが、三菱UFJニコス株式会社であればシステム改修に係る費用が不要となる。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

#### 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）273,693,420円
- 7 契約内容  
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の還付・返戻・充当・口座振替等の収納事務に係る業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の還付・返戻・充当・口座振替等の収納事務に係る業務については、日常かつ大量に発生する業務であり、比較的定型的な業務であるものの、個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識が求められるとともに、両保険制度の仕組みを習得したうえでマニュアル等に基づく正確な事務処理が求められる。  
このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき選定した結果、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターが最低基準点以上を得たため、派遣業務契約先として選定した。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1  
富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
12,303,720円
- 7 契約内容  
京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システムの保守・運用業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システムは、京都市において実施されている母子保健事務、予防接種事務、成人健診事務及び難病医療支給システムを富士通株式会社のパッケージソフトにより電算化したものである。  
当該システムは、住民基本台帳情報及び市・府民税情報、並びに生活保護受給情報を各保健福祉センター等に設置した端末において利用するため、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。また、万一、故障発生時の原因究明・故障修理などに速やかに適切に対処することは、システムを開発した業者のみ可能であり、他業者では対処が困難になり、契約の目的が達成できない。  
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
18,997,896円
- 7 契約内容  
受動喫煙防止対策に係る相談窓口等業務委託  
(1) 相談窓口（コールセンター）業務  
(2) 既存特定飲食提供施設の経過措置制度に係る届出の受付業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策に関する各施設の管理権原者や市民の方からの問合せに対応するために一定の対応能力が必要であるとともに、既存特定飲食提供施設の経過措置制度に係る届出の受付などを同法に基づき適切に行うことが必要であるが、業務契約の相手方の能力等により履行方法などに顕著な差異が現われるものであり、価格のみにより事業者を選定する競争入札に適さないため、公募型プロポーザルによる募集及び審査を行い、業者を選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを審査し、最も高い評価点を得た者を受託者として選定した。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市健康診査・保健指導の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）7,944,000円
- 7 契約内容  
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度がんセット検診の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年7月1日
- 4 履行期間  
令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京左馬寮町28  
一般財団法人 京都予防医学センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）40,820,369円
- 7 契約内容  
がんセット検診の実施委託
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施にあたっては、より多くの市民が安心して受診できる体制と十分な検診精度が必要である。従って、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
履行期間内に市民が5つのがん検診を受診できる体制と十分な経験を有する医師、技師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般財団法人京都予防医学センターの他になく、委託先として選定した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度前立腺がん検診委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）16,156,300円
- 7 契約内容  
前立腺がん検診の実施
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度胃がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）33,698,949円
- 7 契約内容  
胃がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度胃がん検診委託（集団実施）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）29,745,724円
- 7 契約内容  
胃がん検診の実施（集団実施）
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度胃がんリスク層別化検診委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,339,528円
- 7 契約内容  
胃がんリスク層別化検診の実施
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されねばならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできない。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民の方が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度肺がん検診委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）7,208,208円
- 7 契約内容  
肺がん検診の実施
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度大腸がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）10,947,634円
- 7 契約内容  
大腸がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度大腸がん検診委託（集団・施設実施）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）18,474,020円
- 7 契約内容  
大腸がん検診の実施（集団・施設実施）
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度乳がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）46,652,764円
- 7 契約内容  
乳がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度乳がん検診委託（集団実施）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）65,851,124円
- 7 契約内容  
乳がん検診の実施（集団実施）
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度子宮頸がん検診委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）99,749,250円
- 7 契約内容  
子宮頸がん検診の実施
- 8 随意契約の理由  
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」運営業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー  
凸版印刷株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
16,500,000円
- 7 契約内容  
令和2年度「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」の事業運営を行うとともに、市民の健康づくりに関する効果的な広報を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、健康づくりに対して比較的関心が少ない方や日常的に取り組んでいない方でも、気軽に達成感を得ながら健康的な習慣の定着を図ることを目的に平成28年度から実施している。  
これまで以上に内容の充実・改善を図り、全市民が参加したくなるような企画とし、本事業をきっかけに、健康づくりの大切さについて分かりやすく、効果的な広報等を行うことで、「健康長寿のまち・京都」の取組をさらに推進するため、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルによる募集及び審査を行い業者を選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを審査し、最も高い評価点を得た者を受託者として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
統合データ分析事業に係る分析基盤構築業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年7月13日
- 4 履行期間  
令和2年7月14日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都大田区蒲田5丁目37番1号ニッセイアロマスクエア  
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,110,100円
- 7 契約内容  
統合データ分析事業に係る分析基盤の構築業務委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業で収集する情報は、京都府が「健康長寿・データヘルス推進プロジェクト」において、本市を含む府内自治体から収集し、ニッセイ情報テクノロジー株式会社が開発したパッケージソフト（EMITAS-G）により統合・管理している。  
当該情報の収集にあたっては、本来、所管部署が当該情報を委託・管理させている京都府国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）から収集する以外に方法がなく、国保連から収集する場合は令和2年4月17日付け事務連絡「レセプト（コード）情報データ提供に係る抽出費用等について」により、10,869,760円（税込み）の手数料が生じることとなるが、これはニッセイ情報テクノロジー株式会社に委託し、京都府から当該情報を収集することに加え、統合データベースの構築、分析基盤の構築、分析作業支援等の経費を含めた本件契約の総額を上回る。  
したがって、本件においては、国保連が保有する各システムから改めてデータを抽出・統合等を行うよりも、京都府の保有するシステムから抽出・統合等を行う方が安価であることが明らかである。著しく有利な価格で契約を締結できる見込みであることから、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
健康すこやか学級事業
- 2 担当所属名  
健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）  
109,262,412円
- 7 契約内容  
令和2年度京都市健康すこやか学級事業の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業については、介護予防に関する意識の向上，社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており，事業効果を高めるためには，対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましいが，市内ほぼ全ての元学区に活動組織を有し，本事業の履行が可能であるのは同法人のみであることから，契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業については，介護予防に関する意識の向上，社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており，対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましい。市内ほぼ全ての元学区に福祉事業の活動組織を有しているのは，本市においては同法人のみであり，また在宅高齢者等に対する事業を行ってきた実績のある同法人に委託することにより，円滑かつ適正な事業の実施が見込まれる。  
なお，同法人は，配食サービス事業などの地域に密着した福祉活動やボランティア活動等に積極的に取り組んでいることから，本事業の実施に必要な地域ボランティアの協力を得ることが

可能である。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

地域介護予防推進事業の実施に係る業務委託

2 担当所属名

健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課

3 契約締結日

令和2年4月1日

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

別紙のとおり

6 契約金額（税込み）

（予定総額）498,824,000円

7 契約内容

京都市地域介護予防推進事業実施要綱に基づく京都市地域介護予防推進事業

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市地域介護予防推進事業は、地域に向いて実施する高齢者に対する運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を図るプログラム提供（介護予防教室）や介護予防に係る講演会、閉じこもりや認知症等のおそれのある高齢者に対する訪問型介護予防事業などの介護予防普及啓発事業のほか、地域における自主的な介護予防を支援する介護予防地域活動支援事業により構成されており、高齢者が持続的、また自主的に介護予防活動に取り組むように支援していくためには、地域に根ざし、地域住民や同区内の地域包括支援センター、地域支え合い活動創出コーディネーター等とも密接に連携しながら事業を実施していく必要がある。

また、当該事業を適切に実施するためには、京都市地域介護予防推進事業に対し意欲を有し、介護保険制度を十分に理解していることはもとより、法人として各専門分野における一定のノウハウを有している必要がある。加えて、同区内において地域住民や関係団体と介護予防事業の推進に必要な関係を構築しており、一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、その目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



## 10 契約の相手方の選定理由

第3期介護保険事業計画初年度（平成18年度）において、本事業を実施するために必要な人員、一定の設備及び介護保険事業者としての実績を有する市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設設置法人に対して事業委託の募集を実施し、応募のあった13法人が提出する書類において、事業実績及び事業計画に基づき指定管理者の選定に準じる評価を行い、適切な事業運営が可能と認められる法人を選定した。また、平成21年11月には高齢者人口の多い伏見区内において事業委託の募集を実施し、応募のあった4法人が提出する書類から審査を行い、高齢者保健福祉計画ワーキンググループからの意見を踏まえ法人を選定した。

市民の健康寿命の延伸の取組を進めていくには、地域に根ざし、地域住民や同区内の地域包括支援センターとも密接に連携しながら事業を実施し、高齢者の継続的な介護予防活動や自主的な介護予防活動を支援していく必要があることから、これまでの実績を勘案し引き続き同一法人を選定した。

## 11 その他

(別紙)

<委託法人一覧>

担当地域	運営法人名	住所
北区	一般財団法人京都地域医療学際研究所	中京区壬生東高田町1番9
上京区	社会福祉法人京都福祉サービス協会	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
左京区	社会福祉法人市原寮	左京区静海市原町1278番地
中京区	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町9番地
東山区	社会福祉法人洛東園	東山区本町15丁目794番地
山科区	一般社団法人愛生会	山科区竹鼻四丁野町19番地の4
下京区	医療法人医仁会	伏見区石田森南町28番地の1
南区	医療法人同仁会(社団)	南区唐橋羅城門町10番地
右京区	医療法人平盛会	西京区大枝南福西町3丁目7番地の8
西京区	社会福祉法人京都社会事業財団	西京区山田平尾町17番地
伏見区 (本所管内)	公益社団法人京都府柔道整復師会	中京区壬生松原町16番地 室谷ビル3階
伏見区(深草・ 醍醐支所管内)	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60番地

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度フッ化物歯面塗布事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地  
一般社団法人 京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,940,000円
- 7 契約内容  
フッ化物歯面塗布と口腔保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、市民の方に、同一内容の精度の高いフッ化物歯面塗布と、適切な口腔保健指導を提供する必要があり、また、より多くの市民が受診できる体制を整える必要があることから競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
選定にあたっては、より多くの市民がフッ化物歯面塗布を受診できる体制と、十分な経験を有する歯科医師等の継続的かつ安定的な確保が重視される。  
京都府歯科医師会は、十分な経験を有する歯科医師を継続的かつ安定的に確保しているとともに、多くの会員歯科医師への研修・指導を迅速に実施できる唯一の団体であることから、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度青年期健康診査の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）15,280,000円
- 7 契約内容  
青年期健康診査の実施（個別医療機関での健康診査の実施，結果通知等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
対象者に，同一内容の精度の高い健康診査を提供するには，診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また，実施に当たっては，より多くの対象者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って，価格競争のみによって業者を選定すれば，事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
健康診査については，より多くの対象者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続かつ安定的な確保が必要であり，これを満たす業者は，一般社団法人 京都府医師会の他になく，委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
地域あんしん支援員設置事業の委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年6月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 71,412,000円  
(変更後) 81,035,000円
- 7 契約内容
  - (1) 支援対象者への支援
  - (2) 関係機関との連携による効果的な支援のための地域への働き掛け
  - (3) その他、地域福祉の向上を図るうえで必要なこと
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

当該事業は、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、対応する公的制度がない、判断能力が不十分で利用できる窓口やサービスにたどり着けない、又はひきこもりや、支援拒否などといった現行の施策・制度では対応が困難な問題を抱えた方々に対して、地域や行政等の関係機関と連携し、適切な支援に結びつける「支援員」を配置するものである。

当該事業の実施にあたっては、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、様々な課題を抱える世帯に対し、専門的な生活支援を実施できる体制を有していることに加え、支援世帯の課題の解決にあたっては関係機関との協働による支援が不可欠であることから、保健福祉センター等の行政機関や地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならない。

よって、契約内容について、性質及び目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。

また、複合的な課題を抱える世帯への支援を更に強化するため、令和2年6月1日付けで変更契約を行い、支援員を2名増員した。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

委託先は、社会福祉法に規定される地域福祉推進の中核機関として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会等の取組により、全区域において行政機関、民生・児童委員、町内会等との地域のネットワークが既に構築されている。また、地域包括支援センターなどの介護サービス事業の展開や児童館等の各種社会福祉施設の運営等から、高齢・障害・児童など各福祉分野におけるネットワークとも関わりを有している。また、福祉ボランティアセンターの運営を通じてボランティア振興の実績はもとより、ボランティア団体との関わりもあることから、支援員が地域での支援活動を展開するうえで、インフォーマルな支援（制度にない支援）の導入も可能である。

更に、生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業の実施、成年後見支援センターなどの運営も行っており、生活支援の取組実績を豊富に有していることなどの観点から、地域や各福祉分野における幅広いネットワーク、地域を基盤にした生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に業務を委託することにより、生活支援及び地域支援の両方の機能が効果的に発揮され、かつ円滑に業務が実施されるものと認められる。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東中合町2番地  
公益社団法人 京都市シルバー人材センター
- 6 契約金額（税込み）  
26,044,079円
- 7 契約内容  
高齢者の就労の場の確保及び高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、公園の除草業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支援するという政策目的を達成できるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由  
(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。  
(2) 高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度全国健康福祉祭参加者派遣等事業
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月 1日  
(変更後) 令和2年9月19日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都4階  
一般社団法人 京都市老人クラブ連合会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 12,149,670円  
(変更後) 2,979,720円
- 7 契約内容  
参加者の選考及び全種目の参加者の派遣に関する事項について
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本事業は、スポーツや文化活動を通じて、高齢者の健康の増進及び社会参加の促進を目的としており、価格のみによる競争に適さないため。  
また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度に開催予定であった全国健康福祉祭が翌年度に延期され、委託内容の一部に変更が生じたため、変更契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
高齢者の健康の増進及び社会参加の促進という目的から、より多くの参加を募るため、日ごろから高齢者の社会活動の活性化に取り組み、高齢者との繋がりを保持していることが本事業には求められる。  
一般社団法人京都市老人クラブ連合会は、市内約950の単位老人クラブ(会員約5万人)で組織される市内最大の高齢者の組織として日ごろから広範囲にわたる高齢者福祉活動を展開しており、各種目の選考会を企画するとともに参加者の派遣にあたり的確に連絡調整ができる能力のある団体



は他にないことから、委託先として選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

知恵シルバーセンター事業及び健康長寿支え合いネット事業

### 2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

### 6 契約金額（税込み）

6,335,000円

### 7 契約内容

知恵シルバーセンター及び健康長寿支え合いネットの管理運営に関する業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

知恵シルバーセンター事業は、高齢者等が培ってきた知恵や経験、技能をいかして活動できる場を紹介することによって高齢者等の生きがいや健康づくりの推進を図る事業であり、その主な活動の場として期待されるものは、地域における様々なボランティア活動や仲間づくり活動、高齢者の趣味サークル等である。

京都市社会福祉協議会は、これまでから長寿すこやかセンターやボランティアセンター及び老人福祉センターの指定管理者として、高齢者の社会活動への参加支援、地域福祉活動の推進、高齢者の多様な趣味活動等の取組に携わっており、こうしたネットワークを活用することによって、多くの高齢者等が知恵シルバーセンターを利用し、多様な活動依頼に対応できる体制を構築できる。

以上の理由から、長寿すこやかセンターやボランティアセンター、老人福祉センターの活動を通じて関わりのある各種団体等の協力を得ながら、知恵シルバーセンター事業の円滑な実施ができるのは同協議会を除いて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

健康長寿支え合いネットについては、知恵シルバーセンターのシステムを改修して構築しており、知恵シルバーセンター事業と一体で管理運営することが最も合理的であることから、知恵シルバーセンター事業と併せて随意契約を行う。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条南田町1番地の2  
公益財団法人 京都市健康づくり協会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,168,704円
- 7 契約内容  
高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の開催及びボランティアの活動支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人京都市健康づくり協会が開発した運動プログラム「京から始めるいきいき筋力トレーニング」、「京ロコステップ+10」及び介護予防知識を地域において普及推進するボランティア養成することが目的であり、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本講座は、地域において運動プログラムの普及推進を担う人材の育成を行うため、講座修了者が、運動を普及啓発できるよう適切な指導を行うことが求められている。  
公益財団法人京都市健康づくり協会は、本事業で普及推進する「京から始めるいきいき筋力トレーニング」、「京ロコステップ+10」の作成者であり、運動に関する知識・技術の熟知はもとより、京都市健康づくりの拠点施設として健康運動指導士及び医師等の専門職員の確保や、普及推進のための指導用教材も豊富に取り揃えているため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度介護予防普及啓発事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条南田町1番地の2  
公益財団法人 京都市健康づくり協会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,062,076円
- 7 契約内容  
高齢者筋力トレーニング普及推進事業，シニア栄養相談，すこやか栄養教室及びスマイル栄養塾の実施
- 8 随意契約の理由  
介護予防普及啓発事業は，地域支援事業として要支援・要介護状態になるおそれのある対象者に，生活機能の低下を予防する「運動器の機能向上」及び「栄養改善」を実施するものである。介護予防は，特定の機能の改善のみではなく，「運動器の機能向上」や「栄養改善」を総合的に実施する方が効果的であるが，市内において指導用トレーニング機器と調理実習室が同一施設内に整備されている施設は京都市健康増進センターのみであり，また，「運動器の機能向上」及び「栄養改善」の指導等を行える専門職員を確保し，これらを一体的に実施できる事業者は同センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会に限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区上賀茂ケシ山1  
社会福祉法人 京都博愛会
- 6 契約金額（税込み）  
10,266,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、平成28年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（左京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区浄土寺馬場町48番地  
一般財団法人 川越病院
- 6 契約金額（税込み）  
10,266,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり，訪問活動による情報収集やアセスメント，本人・家族等への心理的サポート，受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は，支援チーム員の一人である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており，価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため，平成30年度にプロポーザル方式により選定され，履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（中京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区太秦棚森町18-13 京医協ビル2階  
公益社団法人 京都保健会
- 6 契約金額（税込み）  
10,266,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、令和元年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（下京区・南区・東山区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5  
医療法人財団 康生会
- 6 契約金額（税込み）  
12,110,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、平成29年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（山科区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京車坂町9番地  
医療法人社団 洛和会
- 6 契約金額（税込み）  
10,266,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり，訪問活動による情報収集やアセスメント，本人・家族等への心理的サポート，受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は，支援チーム員の一人である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており，価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため，平成30年度にプロポーザル方式により選定され，履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（右京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区日野西風呂町5番地  
医療法人 新生十全会
- 6 契約金額（税込み）  
10,266,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、令和元年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（西京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区山田平尾町17番地  
社会福祉法人 京都社会事業財団
- 6 契約金額（税込み）  
10,266,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、平成29年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（伏見区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区下鳥羽広長町101番地  
医療法人社団 蘇生会
- 6 契約金額（税込み）  
10,266,000円
- 7 契約内容  
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、平成30年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区大宮中林町10番地シェモワ・アサヒ311号  
一般社団法人 京都北医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
そして、上記取組を推進等していくためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは北区・上京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人 京都北医師会、上京東部医師会及び一般社団法人 京都市西陣医師会である。しかし、上京東部医師会及び一般社団法人 京都市西陣医師会については事務局機能が乏しく、これまで取り組んでいる三医師会合同の事業についても、一般社団法人 京都北医師会が受託したうえで、三医師会が協力して取り組んできた経緯がある。  
そのため本事業についても、同様に行うことについて三医師会で合意している。よって、同セン

ターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人 京都北医師会を除いて他にないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（左京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区岩倉大鷲町4-2-2 番地国立京都国際会館内  
一般社団法人 左京医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
本事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは左京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 左京医師会を除いて他にないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号



■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（中京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人 中京区在宅医療センター
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
そして、上記取組を推進等していくためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは中京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人中京東部医師会及び京都市中京西部医師会である。平成30年度においては、一般社団法人 中京東部医師会に委託し、中京西部医師会の協力のもと取組を進めてきたが、このたび、二医師会合同で一般社団法人 中京区在宅医療センターを立ち上げ、当該法人において本事業を受託することで合意されている。  
よって、同センターの設置を含めた本件の受託が適当となるのは、一般社団法人 中京区在宅医療

センターを除いて他にないため。

なお、当該法人は、本事業の実施にあたり、一般社団法人 中京東部医師会及び中京西部医師会と連携し、両医師会の組織的合意を踏まえて行うものとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（下京区・南区・東山区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区唐橋堂ノ前町15-9エステート南ビル3F  
一般社団法人 下京西部医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは下京区・南区・東山区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人 下京西部医師会、下京東部医師会、及び東山医師会である。  
しかし、下京東部医師会及び東山医師会については会員数が少なく、事務局機能について同会会員（医師）が分担で処理している状況であり、かつ、医師会が主体となる事業を受託する余裕がないとの意向を示されていることから、同センターを設置する主体となり得る状況にない。一方、一般社団法人 下京西部医師会は事務局を設け事務局員を配置するなど、同センターの設置主体となり得る。よって、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人 下京西部医

師会を除いて他にないため。

なお、下京東部医師会及び東山医師会は本事業に関し必要な協力を行っていくこととしている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（山科区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市山科区音羽西林9番地  
一般社団法人 山科医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
本事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは山科区であり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 山科医師会を除いて他にないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（右京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区梅津神田町57番地  
一般社団法人 右京医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
本事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは右京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 右京医師会を除いて他にないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号



■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（西京区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区檜原下ノ町8檜原公会堂2階  
一般社団法人 西京医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
本事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは西京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人西京医師会を除いて他にないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（伏見区）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草大亀谷八島町13  
一般社団法人 伏見医師会
- 6 契約金額（税込み）  
15,800,000円
- 7 契約内容  
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。  
本事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。  
本件における事業対象エリアは伏見区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人伏見医師会を除いて他にないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
地域支え合い活動創出事業の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都3階  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）79,561,000円
- 7 契約内容  
地域支え合い活動創出事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険法改正により平成27年度に市町村の義務的事業として生活支援体制整備事業が創設された。これに伴い本市においては、平成28年度から生活支援サービスを創出する取組を推進するため、「地域支え合い活動創出事業」を開始している。  
事業実施の中心となる「生活支援コーディネーター」については、「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人材」が求められており、これまでに地域での活動実績があり、事業開始当初にプロポーザル方式で選定した当該団体に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
地域包括支援センター運営事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）2,170,162,600円
- 7 契約内容  
地域包括支援センター運営事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域包括支援センターとして実施する、介護保険法第115条の45第1項第1号ニに掲げる「第一号介護予防支援事業及び介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号に掲げる包括的支援事業」等は、同法において市町村が実施することとされているが、当該事業を委託する場合は、同法第115条の47の規定において、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者（本件において委託の対象としている者）その他の厚生労働省令で定める者に委託できるものと規定されており、その目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
地域包括支援センターとして実施する事業は①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③虐待防止等権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業及び⑤介護予防普及啓発事業等となっている。これらの事業は、従来から本市の委託事業として実施してきた在宅介護支援センター運営事業を基本とするものであり、選定事業者は、これまでも高齢者に係る医療、保健及び福祉事業の分野で十分な実績がある。

また介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、「(前略) 公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根差した活動を行っている在宅介護支援センターの活用を含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。」とされており、選定結果は、当該決議の主旨を尊重するものである。

さらに平成17年11月1日に実施した、在宅介護支援センター設置法人に対する受託意向確認によって受託の意向を示した74センターのうち、評価の結果、適切な事業運営が確保できるセンターとして選定かつ地域包括支援センターの公正・中立な運営等を確保するために設置する地域包括支援センター運営協議会（構成員：当時の京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（現在の京都市高齢者施策推進協議会）の委員）の承認を得た法人であるため。

## 11 その他



(別紙)

## &lt;委託法人一覧&gt;

センター名	運営法人名	住所
原谷	社会福祉法人七野会	北区大北山長谷町 5 番地の 36
紫竹	医療法人葵会	北区紫竹西南町 65 の 3, 131 番地
鳳徳	一般財団法人京都地域医療学際研究所	中京区壬生東高田町 1 番 9
柊野	社会福祉法人柊野福祉会	北区上賀茂中ノ河原町 22 番地の 1
紫野, 小川, 本能, 修徳, 西院, 久我の杜	社会福祉法人京都福祉サービス協会	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地 1
乾隆	公益社団法人京都保健会	右京区太秦棚森町 18-13 京医協ビル 2 階
仁和, 御池, 東山, 陶化 葛野	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地 1
成逸, 西京北部, 桂川	社会福祉法人京都社会事業財団	西京区山田平尾町 17 番地
大原	社会福祉法人行風会	左京区大原戸寺町 380 番地
左京南	公益社団法人信和会	左京区田中飛鳥井町 89 番地
左京北, 白川	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町 1278 番地
岩倉	医療法人三幸会	左京区岩倉上蔵町 123 番地
修学院, 高野, 粟田	社会福祉法人バプテストめぐみ会	左京区北白川山ノ元町 47 番地
朱雀, 音羽	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町 9 番地
西ノ京	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	中京区西ノ京東中合町 2 番地
洛東	社会福祉法人洛東園	東山区本町 15 丁目 794 番地
山階	一般社団法人愛生会	山科区竹鼻四丁野町 19 番地の 4

勸修	社会福祉法人勸修福祉会	山科区勸修寺仁王堂町 13 番地の 3
大宅	社会福祉法人青谷福祉会	伏見区深草正覚町 23 番地
日ノ岡	社会福祉法人緑寿会	山科区大塚野溝町 3 番地
下京西部	医療法人健康会	下京区西七条南中野町 8 番地
下京中部	医療法人財団康生会	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841 番地の 5
下京東部, 島原, 東九条	社会福祉法人カトリック京都司教区 カリタス会	中京区河原町通り三条上る下丸屋町 423 番地
久世	社会福祉法人清和園	南区久世川原町 79
唐橋	医療法人同仁会 (社団)	南区唐橋羅城門町 10 番地
嵯峨, 花園, 桃山	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地
嵐山	社会福祉法人嵐山寮	右京区嵯峨天竜寺北造路町 17 番地
梅津	社会福祉法人富士園	右京区梅津尻溝町 28 番地
常磐野	医療法人トキワ会	右京区常盤東ノ町 22 番 5
京北	社会福祉法人北桑会	右京区京北上中町宮ノ下 22 番地
西京南部	社会福祉法人京都基督教福祉会	西京区檜原百々ヶ池 3 番地
沓掛	社会福祉法人洛西福祉会	西京区大枝北沓掛町一丁目 3 番地 1
境谷	医療法人清仁会	西京区山田中吉見町 11 番地の 2
下鳥羽	社会福祉法人永山会	伏見区下鳥羽但馬町 150 番地
向島	社会福祉法人洛南福祉会	伏見区向島新上林町 16 番地
東高瀬川, 深草北部, 深草南部, 深草中部	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番 地

淀	社会福祉法人伏見にちりん福祉会	伏見区淀美豆町 1055 番地
醍醐南部	医療法人医仁会	伏見区石田森南町 28-1
醍醐北部	社会福祉法人同和園	伏見区醍醐上ノ山町 11 番地

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
敬老乗車証交付業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番1号大手町プレイスウエストタワー  
日本郵便株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）11,235,180円
- 7 契約内容  
敬老乗車証の交付事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本契約は、負担金の納付と引き換えに敬老乗車証を交付するものであり、契約の履行ができるのは本市の公金を収納できる金融機関に限られる。日本郵便株式会社は京都市の公金収納代理金融機関であり、京都市全域に230局の普通郵便局・特定郵便局を展開しており、高齢者の利便性の向上を図ることができる。  
以上の理由により、競争入札に適さないため、日本郵便株式会社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
鳳徳老人デイサービスセンター空調設備更新工事
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年7月10日
- 4 履行期間  
令和2年7月17日から令和2年7月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区嵯峨新宮町39-9  
野間ガスサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
3,619,000円
- 7 契約内容  
空調設備の室外機及び室内機の更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
鳳徳老人デイサービスセンターの空調設備が令和2年7月1日に突然停止した。耐用年数を超えた老朽化が原因の不具合であり、部品が廃盤となっているため、設備の入れ替えによる更新工事が必要であることが判明した。  
速やかに更新しなければ、施設利用者の生活や施設運営に支障をきたすことから、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積書を徴収した業者、3者のうち、最も安価であったため。
- 11 その他

# 積 算 内 訳 書

事 業 年 度	令和2年度
工 事 場 所	京都市北区紫野上鳥田町30番地
工 事 名	京都市鳳徳老人デイサービスセンター 空調設備更新工事
工 期	令和2年7月17日から令和2年7月20日まで
事 業 課 名	介護ケア推進課

京都市 保健福祉局

工 事 概 要

空調設備を更新する。

施 工 理 由

令和2年7月1日に空調が停止した。耐用年数を超えた老朽化のため、設備全体の更新を行った。

		設 計 額
工 事 費		3,619,000
内 訳	工 事 価 格	3,290,000
	消 費 税 相 当 額	329,000

京都市 保健福祉局

京都市





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
修徳特別養護老人ホーム空調設備更新工事（1階厨房）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年9月7日
- 4 履行期間  
令和2年9月7日から令和2年9月23日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区梅津堤下町7番地  
株式会社関西空調
- 6 契約金額（税込み）  
2,717,000円
- 7 契約内容  
空調設備の室外機及び室内機の更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市修徳特別養護老人ホーム1階厨房系統の空調設備において、令和2年8月3日より室内機から騒音が発生し、令和2年8月22日に停止した。  
なお、騒音発生時より業者に緊急点検を依頼しており、耐用年数を超えた老朽化が原因の不具合であり、部品が廃盤となっているため、設備の入れ替えによる更新工事が必要であることが判明していた。  
速やかに更新しなければ、施設利用者の生活や施設運営に支障をきたすことから、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積書を徴収した業者、3者のうち、最も安価であったため。
- 11 その他

# 積 算 内 訳 書

事業年度	令和2年度
工事場所	京都市下京区新町通松原下る富永町110番地の1
工事名	京都市修徳特別養護老人ホーム空調設備更新工事（1階厨房）
工期	令和2年9月7日から令和2年9月23日
事業課名	介護ケア推進課

京都市 保健福祉局

工 事 概 要

1階厨房系統の空調設備を更新する。

施 工 理 由

令和2年8月22日に空調が停止した。耐用年数を超えた老朽化のため、設備全体の更新を行った。

		設 計 額
工 事 費		2,717,000
内 訳	工 事 価 格	2,470,000
	消 費 税 相 当 額	247,000

京都市 保健福祉局

京都市



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険料に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2  
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,990,580円
- 7 契約内容
  - （1） 介護保険料に係る京都市会計管理者扱いの領収済通知書の内容を、データ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
  - （2） 前号のデータの内容と金融機関が作成した収納日報、収納合計票の合計（件数及び金額）を照合すること。
  - （3） 領収済通知書の画像データは、「京都市総合収納システム済通機能追加ご導入仕様書」で定める期間（14箇月間）、システム上に保管し、システムから削除される前に電磁的媒体に収録して京都市に納品すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、介護保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を電磁的記録媒体に収録し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。

そのため、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されているエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外では契約内容を確実に履行することができず、競争入札に適していないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険料還付等事務業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）  
112,464,000円
- 7 契約内容  
介護保険料の還付・返戻・充当に係る業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険料の還付・返戻・充当に係る業務については、迅速かつ確実な事務処理を必要とし、また、戸籍や口座情報等の高度な個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識に基づき業務を遂行しなければならない。さらに、還付の発生事由により処理手順が変更され、被保険者及び相続人に対する説明内容も個々の状況により対応する必要がある等、介護保険制度の深い知識に基づいた柔軟な対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、あらかじめ定めた評価項目に基づき企画提案書等の提出書類及びヒアリングでの提案内容を総合的に審査した結果、最も高い評価を得たため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
日本電気株式会社製端末その他付属機器の賃貸借
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年5月31日まで  
ただし、甲から乙に契約終了の1か月前までに書面で契約終了の申入れがないときは、同条件にて契約期間を2か月周期で自動延長されるものとし、以降も同様とする。また、契約期間の延長は令和3年3月31日を限度とする。
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
日本電気株式会社製端末その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム  
代表者 株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 6 契約金額（税込み）  
38,879,280円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システム機器の賃借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 機器の選定  
次のとおり日本電気㈱が指定する機器を調達する必要がある。  
ア 介護保険オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気㈱製の汎用機（ACOS）であるが、区役所・支所に設置するパソコンを、この汎用機の端末機として稼働させるためには、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼働させるためのエミュレーターソフトウェアが必要となる。  
このエミュレーターソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。  
イ エミュレーターソフトウェアは、日本電気㈱が著作権を有するうえ、その内容は公開されておらず、他の者に提供されていない。したがって、日本電気㈱以外の者が作製した端末用機器の場合は、このエミュレーターソフトウェアについて動作確認されない。さらに、ACOS端末機能を稼働させるためのエミュレーターソフトウェアについて動作保証されている端末機器



は、日本電気㈱が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器として独自仕様により開発したものであり、他の製品をもって代替することができない。

(2) 障害発生時の機器等交換の必要性

窓口業務において即時処理すべき市民サービス業務が停止若しくは著しく遅延し、又は誤った被保険者証の発行等があった場合は、市民生活に多大な支障を生じる。

システムに障害が発生した場合であっても、長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能な契約を締結する必要がある。

(3) 機器指定と機器交換の可能な賃貸借契約

一般にレンタル契約は、貸し手があらかじめ不特定多数の借り手のために用意した物件の中から必要な物件を選択して借りるものであって、故障した場合の交換が可能であるが、貸し手が特定の借り手のために対象物件を作製することはない。

また、通常、不特定多数の借り手が存在しない物件の場合は、貸し手が存在し得ない。本市が調達しようとする端末機器等は、需要が少ない専用機器であるため、レンタル契約の対象物件として取り扱っている者がいない。一方で、一般にリース契約では、特定の借り手のために借り手がメーカーから調達するものであって、特定の物件を指定することが可能だが、貸し手は、そのような特定の物件を他の借り手に貸すことができないことから、故障の場合の交換は不可能である。

株式会社J E C Cは、借り手の個別の要望に応じた物件をメーカーから調達して貸し、当該物件に障害が発生した場合の交換を可能とする契約をレンタル契約と呼称して提供している。このような契約の履行が可能な者は他にない。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
データ標準レイアウト令和2年6月改定に係るシステム改修
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月30日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
データ標準レイアウト令和2年6月改定に係るシステム改修コンソーシアム  
代表者 日本電気株式会社  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）  
14,012,284円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムについて、マイナンバーによる自治体間情報連携のための全国共通仕様であるデータ標準レイアウトが令和2年6月に改定される。改定後のレイアウトに対応するためのシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定した。
  - ・日本電気株式会社  
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社  
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（要件定義）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年6月1日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム  
代表者 日本電気株式会社  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）  
15,730,000円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムについて、介護保険第8期事業計画（令和3年度～5年度）による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、その要件定義を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定した。
  - ・日本電気株式会社  
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社  
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（開発）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年8月31日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム  
代表者 日本電気株式会社  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）  
82,166,645円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムについて、介護保険第8期事業計画（令和3年度～5年度）による介護保険の制度改正等に伴うシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定した。
  - ・日本電気株式会社  
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社  
全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理に係る作業支援、個別スケジュール管理、アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（要件定義2）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年8月31日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修コンソーシアム  
代表者 日本電気株式会社  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）  
5,214,000円
- 7 契約内容  
介護保険事務処理システムについて、介護保険第8期事業計画（令和3年度～5年度）による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、その要件定義を行う。十分な国通知等が発出されておらず、システムへの影響調査等ができなかったことから、令和2年6月1日付契約の「介護保険第8期事業計画による制度改正等に伴うシステム改修（要件定義）」には含まれなかったもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。  
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定した。
  - ・日本電気株式会社  
作業全体責任、全体スケジュール管理、品質管理、開発室管理
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社



全体スケジュール管理, 品質管理、開発室管理に係る作業支援,  
個別スケジュール管理, アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
緊急通報システム事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
川崎市中原区下小田中2-12-5  
富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）83,934,734円
- 7 契約内容
  - (1) 緊急通報機器の賃貸
  - (2) 緊急通報機器の設置・撤去及び移動
  - (3) 緊急通報機器の保守点検
  - (4) 緊急通報機器への誤発報防止処理
  - (5) 緊急通報機器への登録番号桁数変更処理
  - (6) 通報受信機への情報入力
  - (7) 緊急通報機器の相談ボタン復旧作業
  - (8) 相談センターの運営
  - (9) 安否確認コールの実施
  - (10) 機器賃借料の徴収業務
  - (11) その他の付随業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 業務内容が、利用者の急病や災害など突発的な事態が発生した場合に備え、迅速に通報できる機器を設置し、何時でも確実な通報が行えるよう機器の保守管理等を行うため高齢者等世帯への訪問を行っても不信感を抱かせることのない事業者である必要がある。
  - (2) 毎年の変更により、利用者に毎年異なる機器を貸与することとなると、機器の使用に不慣れの利用者は緊急通報ができず、救急搬送が遅れる危険性があるため、利用者にとって使用しやすい機器の貸与を行うことができる事業者との契約が必要である。  
以上の理由により、価格のみで契約相手を選定することができず、競争入札に適さないため、

随意契約を締結した。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

- (1) 受託業者は、本事業の開始時である平成2年から2の業務に従事しており、機器の製造、保守点検、工事、事務処理に既に専門的なノウハウを有していると認められる。
- (2) 全機器の一括管理を行うことで、利用者からの問い合わせや要望にも速やかに対応できることや、経理上の処理が簡易になることなど、効率的な事業運営が期待される。
- (3) 本事業の通報システムは受託業者が作成したものであり、事業者を変更することに伴い、システムの変更が必要となるためコストが上昇する恐れがある。
- (4) 通報システム作成者である受託業者が、情報入力を行うことでシステムの誤作動時にも対応でき、また誤入力等を防ぐことが期待される。
- (5) 約5,900世帯（令和元年9月末現在5,880世帯（うち高齢事業5,705世帯、障害事業175世帯））が利用しており、機器は全て貸与している。毎年、事業者を変更することは、全利用世帯の機器の撤去及び設置に時間及びコストを費やし、利用者が毎年異なる機器の使用方を理解しなければならず、場合によっては、機器の使用に不慣れの利用者は緊急通報ができず、救急搬送が遅れ、利用者の生命に危険を及ぼす恐れがある。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
第8期京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画の策定に係る委託業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年6月10日
- 4 履行期間  
令和2年6月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
株式会社サーベイリサーチセンター
- 6 契約金額（税込み）  
8,569,000円
- 7 契約内容  
第8期京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画の策定に係る調査、集計及び調査結果の分析・検討並びにその内容をまとめた報告書等の作成・印刷・発送を行う。  
また、当該委託業務の内容に関し、京都市高齢者施策推進協議会の運営に係る支援等も行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該委託業務は、能力、技術、経験に基づくノウハウ等により履行内容または履行方法に顕著な差異が現れ、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約の相手方である株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所は、調査研究、各種計画の策定等の業務を総合的に行っている業者であり、過去において本市及び他都市の「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」をはじめ、保健・福祉・医療の分野において多数の業務実績があり、またプロポーザルによる企画提案内容が適当と認められ、評価点が高かったため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配食サービス事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）8,439,789円
- 7 契約内容  
配食サービス利用申請の受付業務や利用決定業務，利用者の身体状況等の確認を行うとともに配食業者間のエリアや配食数の実績管理及び利用者への情報提供などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は，介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち，身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に，栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに，安否確認を行うものである。当該業務は，利用者の身体状況等の確認，配食業者間のエリア及び配食数の調整，又は利用者への情報提供等であり，競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業は，栄養のバランスの取れた食事を提供し，併せて安否確認を行うことにより，当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり，対象となる利用者には積極的に利用してもらうことが望ましい。対象となる利用者への本事業の情報提供や本事業における相談窓口となれるのは，市内ほぼすべての元学区に福祉事業の活動組織を有し，地域に密着した福祉活動に取り組んでいる同法人以外になく，同法人に委託することにより，円滑かつ適正な事業の実施が期待できる。

さらに同法人は、これまで40ある配食業者間のエリアや配食数の調整をし、市内のほぼ全域にわたって配食業務を円滑に行ってきた実績がある。なお、同法人には栄養士が配置されているため、配食内容の確認や配食事業者への栄養指導をすることが可能である。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配食サービス事業委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草直違橋片町532-8  
社会福祉法人 京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,802,108円
- 7 契約内容  
利用者の身体状況の確認，利用者への情報提供や栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は，介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち，身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に，栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに，安否確認を行うものである。当該業務は，利用者の身体状況等の確認，利用者への情報提供の他，栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに，安否確認を行い，異常を発見した際には，警察署，消防署，医療機関等への連絡等，迅速な対応が求められ，競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し，併せて安否確認を行うことにより，当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり，当該目的を達成するために，本事業の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準を満たしており，当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市地域リハビリテーション推進センター給食調理等業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル7階  
日清医療食品株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
26,294,400円
- 7 契約内容  
京都市地域リハビリテーション推進センター障害者支援施設利用者に提供する給食の調理等業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当センターの給食は、障害者支援施設入所者に対して一日3食（朝・昼・夕）及び通所者の昼食を提供している。  
障害者支援施設利用者については、訓練の一環として自ら食事の配膳・下膳をするため、直接委託業者職員と関わることが多く、委託業者職員の障害者に対する適切な対応が求められる。  
これらの能力が優れている業者を選択して、契約相手とするためには、価格以外に業務の実施計画（人員配置計画、衛生管理方法、職員の研修方法と内容等）を提出させ、給食調理等業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要がある。したがって、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により委託業者を募集し、提出された実施計画書、業務マニュアル、見積書、

プレゼンテーションの内容を当センターで定めた評価基準に基づき総合評価を行った結果、計画書の内容、人員配置、安全衛生管理、業務遂行能力等において、当センターが特に求めていた仕様書の内容を円滑かつ正確に実施することができ、当センターの給食調理業務等を安心して委託できる業者として、日清医療食品株式会社が適格であると判断したため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市急病診療所運営委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
413,284,509円
- 7 契約内容  
市民の健康保持に資するために応急的な診療を確保するための施設（以下「急病診療所」という。）の運営及び管理並びに診療に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
急病診療所業務は、休日及び夜間において複数科目の診療をそれぞれの担当医師によって運営する必要があり、一定数の医師を確実に供給できなければ実施できない業務であることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
一般社団法人京都府医師会は、京都市域の大部分の医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保、後送病院との契約など、同医師会の持つ組織力に負うところが大きいため、急病診療所を安定的に運営することがことのできる団体は、事実上、同医師会の他には存在しない。そのため、一般社団法人京都府医師会を当該業務の委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市休日急病歯科診療所運営委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地  
一般社団法人 京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）  
38,284,334円
- 7 契約内容  
京都市休日急病歯科中央診療所における診療業務及び物品の保守・安全の確保に関すること
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
休日急病歯科診療は、全ての休日において複数の歯科医師によって運営する必要があり、一定数の歯科医師を確実に供給できなければ実施できない業務であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業の委託先の選定に当たっては、休日等における応急的な初期救急歯科診療を実施するために必要な施設及び医療従事者を確実に確保できること、休日等における応急的な歯科診療に十分な実績があることが重視される。  
京都府歯科医師会は、歯科医療の進歩発展と医療技術の普及向上を図り、京都市民の健康の増進を図ることを目的に歯科医師により設立された法人であり、多数の歯科医師が会員として属しているため、休日急病歯科診療を実施するための施設と医療従事者を確実に確保でき、本事業や障害者に対する歯科診療を実施する等社会福祉事業を積極的に実施してきた実績があるなど、利用者を尊重した公的サービスを提供でき、休日歯科診療に関する専門性を有した唯一の団体であることから、委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度予防接種委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）3,282,067,216円
- 7 契約内容  
京都市が実施する予防接種の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
予防接種は医療行為であるため医師のみが行えるところ、実施に当たっては対象者に平等に接種できる機会、条件が与えられなければならない。このため、接種機会拡大のためにより多くの協力医療機関を確保する必要があり、また、これらに対して専門的立場からの助言、指示等を統括できる主体であることが望ましいことから、業務実施者である医師が多く所属している一般社団法人京都府医師会と一括契約を行うことが有効であり随意契約を行うもの。また、医師会未加入の医療機関や、介護老人保健福祉施設等についても、接種機会拡大のためにより多くの協力医療機関を確保するため随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
一般社団法人京都府医師会は市内医療機関のほとんどが会員として加入している団体であり、現在も約1,600の本市予防接種協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の接種機会の確保に有効であるため。  
また、一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関については、市民の接種機会の拡大を図るため、申込みのあった医療機関と契約している。
- 11 その他

## &lt;委託先一覧&gt;

医療機関, 法人名	住所
一般社団法人京都府医師会	京都市中京区西ノ京東梅尾町 6
医療法人裕泰会 足立医院	京都市北区等持院南町 19 番地の 3
ヴィラ上賀茂診療所	京都市北区上賀茂中ノ河原町 22-1
医療法人梁山会診療所	京都市北区大將軍西町 163 番地
にしはら耳鼻咽喉科 北野院	京都市上京区七本松西入末之口町 441 番 1
本田医院	京都市上京区智恵光院通水上ル天秤丸町 191-3
医療法人真樹会 山根記念診療所	京都市上京区元誓願寺通大宮東入寺今町 522
あしだナチュラルクリニック	京都市左京区岩倉三笠町 239
いわさきクリニック	京都市左京区岡崎北御所町 12 番地 5
葛岡整形外科医院	京都市左京区一乗寺北大丸町 57
桑原クリニック	京都市左京区聖護院山王町 28 番地
百万遍クリニック	京都市左京区田中門前町 103-5 京都パストゥール研究所ビル 1 階
もりの内科医院	京都市左京区下鴨梅ノ木町 25
えいご皮フ科 京都御池院	京都市中京区御池通御幸町西入御池大東町 596 番地 Kiyoshi Build 清 3 階
医療法人温心会 おがわ内科呼吸器内科医院	京都市中京区西ノ京銅駝町 75-1
北尾クリニック	京都市中京区油小路通丸太町東入横鍛冶町 115 ヴェルメゾン御所西 1 階
草場消化器クリニック	京都市中京区西ノ京下合町 11 番地 島津プラザ 4F
友吉医院	京都市中京区柳馬場通竹屋町西南角
にしはら耳鼻咽喉科	京都市中京区堺町通り竹屋町上ル橘町 82 番 2 T. K. H ENT ビル 3 F
医療法人 ひがし医院	京都市中京区大宮通蛸薬師下ル四坊大宮町 160 番地
医療法人 ゆうクリニック	京都市中京区西ノ京北小路町 17-2
吉田クリニック	京都市中京区二条通木屋町東入東生洲町 533 番地の 3
こうクリニック	京都市山科区御陵上御廟野町 7-7
医療法人桜会 さくら耳鼻咽喉科たにぐちクリニック	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町 29 番地 2 町塚ビル 2F
たにぐち耳鼻咽喉科クリニック	京都市山科区西野八幡田町 28-16
ひろた耳鼻咽喉科医院	京都市山科区西野山中鳥井町 75-1
井上クリニック糖尿病センター	京都市下京区四条烏丸西入ル函谷銚ビル 5F
医療法人祥風会	京都市下京区諏訪町通松原下る弁財天町 328 番地

(別紙)

医療機関, 法人名	住所
烏丸五条みどりクリニック	ヴァン青雲 1 階
漢方内科 訪問診療クリニック	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 169 四条烏丸松永ビル 4 階
医療法人社団西新宅 小西医院	京都市下京区大宮通仏光寺上る綾大宮町 62
京都駅前さの皮フ科クリニック	京都市下京区東洞院通り塩小路下る東塩小路町 547-2 福隅ビル 2 階
医療法人創健会 西村診療所	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 ホテルグランヴィア京都 3 F
市田医院	京都市右京区西院高山寺町 7
医療法人岡本診療所	京都市右京区梅津南上田町 34 番 1
西院駅前おおの耳鼻咽喉科	京都市右京区西院巽町 40-3 西院やちビル 1 階
医療法人西院駅前とりやまクリニック	京都市右京区西院高山寺町 1-1 メディカル西院 3F
医療法人社団聡樹会 まさき医院	京都市右京区西京極午塚町 65-1
医療法人社団医京会 室町クリニック	京都市右京区西院東貝川町 42 ハイライズ西院 1 階
医療法人理慶会 もろおかアレルギー科・小児科クリニ ック	京都市右京区山ノ内五反田町 9-1 御池かどのビル 1F
ローム株式会社	京都市右京区西院溝崎町 21 番地
医療法人若葉会 見島医院	京都市伏見区御駕籠町 124-15
社会福祉法人南山城学園 和光診療所	京都市伏見区日野西川類 4 番地の 3
京都刑務所 医務部診療所	京都市山科区東野井上町 20 番地
京都拘置所医務課診療所	京都市伏見区竹田向代町 138
大津赤十字病院	大津市長等 1 丁目 1 番 35 号
大津ファミリークリニック	大津市大門通 11-11
医療法人 堅田病院	大津市本堅田三丁目 33-24
医療法人松徳会 北雄琴クリニック	大津市雄琴 6 丁目 11 番 8 号
医療法人輝生会 小西医院	大津市大萱 1-17-35
さいとう整形外科医院	大津市衣川 1 丁目 18-8
医療法人比叡会	大津市下阪本六丁目 22-10
医療法人社団 加音	大津市三大寺 6 番 9 号
医療法人藤樹会 滋賀里病院	大津市滋賀里一丁目 18 番 41 号
竹内医院	大津市横木 1-8-10
医療法人社団あかつき会 たけだクリニック	大津市下阪本 2 丁目 20 番 57 号

医療機関, 法人名	住所
医療法人華頂会 琵琶湖養育院病院	大津市大萱七丁目7番2号
医療法人社団あかつき会 本丸たけだ医院	大津市本丸町2番18号
医療法人緑陽会 緑ヶ丘クリニック	大津市横木2丁目13-5
医療法人 祐森クリニック	大津市和邇中浜460番地の1
独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院	甲賀市信楽町牧997番地
医療法人社団美松会 生田病院	湖南市菩提寺104-13
医療法人 小川診療所	湖南市石部東二丁目5番38号
すずきクリニック	守山市浮気町105-3
松下記念病院	守口市外島町5番55号
社会福祉法人和光会 特別養護老人ホーム 梅林園診療所	城陽市中芦原55番地
介護老人保健施設がくさい	京都市北区鷹峯土天井町54番地
社会福祉法人七野会 介護老人保健施設ライブリィきぬかけ	京都市北区大北山原谷乾町127番地1
介護老人保健施設おおはら雅の郷	京都市左京区大原野村町514
医療法人稲門会 介護老人保健施設しずはうす	京都市左京区静市静原町548番地
介護老人保健施設茶山のさと	京都市左京区田中上大久保町15
医療法人社団行陵会 介護老人保健施設博寿苑	京都市左京区大原戸寺町383番地
医療法人稲門会 介護老人保健施設フェアウインドきの	京都市左京区岩倉幡枝町2250
社会福祉法人友々苑	京都市左京区静市市原町447-1
社会福祉法人保健福祉の会	京都市中京区西ノ京小堀池町16番地
医療法人社団 洛和会 介護老人保健施設洛和ヴィライリオス	京都市中京区聚楽廻西町186番地
医療法人稲門会 介護老人保健施設 アビロードやましな	京都市山科区勤修寺南大日33-1
社会福祉法人香東園	香川県高松市岡本町527番地1
介護老人保健施設洛和ヴィラアエル	京都市山科区小山鎮守町29番1
社会福祉法人堀川健康会 介護老人保健施設じゅんぷう	京都市下京区西堀川通松原下る橋橋町1番地
介護老人保健施設ぬくもりの里	京都市下京区七条御所ノ内西町68
医療法人同仁会(社団) 介護老人保健施設マムクオーレ	京都市南区吉祥院南落合町40番地3



医療機関, 法人名	住所
医療法人同仁会 (社団) 介護老人保健施設マムクオーレⅡ	京都市南区唐橋羅城門町 38 番地
医療法人同仁会 (社団) 介護老人保健施設マムフローラ	長岡京市奥海印寺奥ノ院 25 番地 2
社会福祉法人緑風会 介護老人保健施設マリアンヌ	京都市右京区梅津中倉町 10 番地
医療法人清仁会 介護老人保健施設 シミズひまわりの里	京都市西京区大枝沓掛町 13-362
医療法人啓友会 介護老人保健施設 洛西けいゆうの里	京都市西京区大枝東長町 1-36
社会福祉法人浩照会 特別養護老人ホームあじさい苑	京都市伏見区向島二ノ丸町 151 番 53
医療法人社団蘇生会 老人保健施設アールそせい	京都市伏見区中島中道町 87 番地
老人保健施設第 2 アールそせい	京都市伏見区下鳥羽上三栖町 129
医療法人清水会 介護老人保健施設京しみず	京都市伏見区羽束師古川町 177 番地
医療法人清水会 介護老人保健施設第二京しみず	京都市伏見区向島清水町 45 番地 1 号
医療法人清水会 介護老人保健施設深草京しみず	京都市伏見区深草越後屋敷町 17 番地
介護老人保健施設ケアコミュニティ淀	京都市伏見区淀美豆町 1133 番地
特定医療法人桃仁会 老人保健施設桃寿苑	京都市伏見区向島津田町 235 番 1
社会福祉法人くらしのハーモニー 介護老人保健施設ハーモニーこが	京都市伏見区久我森の宮町 3-6
社会福祉法人伏見福祉会 介護老人保健施設醍醐の里	京都市伏見区醍醐内ヶ井戸 19 番地 1
医療法人弘英会 介護老人保健施設 B・O・H ケア・サービスセンター	大津市伊香立途中町 704 番地
医療法人大澤会 介護老人保健施設こもれび	亀岡市千代川町北ノ庄向条 24 番地
介護老人保健施設陽生苑	亀岡市篠町篠洗川 47 番地 1
医療法人清仁会 介護老人保健施設 シミズふないの里	南丹市八木町西田山崎 16 番地
社会福祉法人アイリス福祉会 特別養護老人ホームヴィラ多国山	南丹市八木町西田早田 3 番地

(別紙)

医療機関, 法人名	住所
医療法人回生会 介護老人保健施設 ケアセンター回生	向日市物集女町中海道 19 番地の 5

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度予防接種審査事務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）27,863,288円
- 7 契約内容  
京都市が実施する予防接種に係る接種委託料の請求書審査事務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
接種委託料の審査に当たっては、医療機関は診療報酬支払事務を専門機関に依頼して行っているため、競争入札には適さない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都府国民健康保険団体連合会は、従来から医療機関からの診療報酬支払事務を行っており、全ての医療機関と業務関係があるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度風しん抗体検査委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）173,756,253円
- 7 契約内容  
京都市が実施する風しん抗体検査の検査委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、風しん任意予防接種及び風しん第5期定期接種において、風しん感受性者を効率的に抽出するために抗体検査を実施するものである。  
本事業の目的を達成するためには、広く市民に対する受検機会の拡大を図ることが重要になることから、本市全域に、できるだけ多くの検査実施機関が必要となるとともに、統一された検査方法により実施することが必要である。そのため、受検費用は統一した価格を設定する必要があり、当該業務は競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
一般社団法人京都府医師会は市内医療機関のほとんどが会員として加入している団体であり、現在も約1,200の協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の受検機会の確保に有効であるため。  
また、一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関については、市民の受検機会の拡大を図るため、申込みのあった医療機関と契約している。
- 11 その他

## &lt;委託先一覧&gt;

医療機関, 法人名	住所
一般社団法人 京都府医師会	中京区西ノ京東梅尾町 6
医療法人裕泰会 足立医院	北区等持院南町 19-3
医療法人西村医院	上京区寺町通今出川上ル 5 丁目西入桜木町 415-5
本田医院	上京区智恵光院通出水上ル天秤丸町 191-3
医療法人真樹会 山根記念診療所	上京区元誓願寺通大宮東入寺今町 5 2 2
あしだナチュラルクリニック	左京区岩倉三笠町 239
いわさきクリニック	左京区岡崎北御所町 12-5
医療法人温心会 おがわ内科呼吸器内科医院	中京区西ノ京銅駝町 75-1
北尾クリニック	中京区横鍛冶町 115 ヴェルメゾン御所西 1 階
友吉医院	中京区柳馬場通竹屋町西南角
にしはら耳鼻咽喉科	中京区堺町通り竹屋町上ル橋町 82-2 T.K.H.ENTビル 3F
医療法人ゆうクリニック	中京区西ノ京北小路町 17-2
こうクリニック	山科区御陵上御廟野町 7-7 台成ビル 1F
さくら耳鼻咽喉科 たにぐちクリニック	山科区竹鼻竹ノ街道町 29-2 町塚ビル 2 階
村上内科医院	山科区四ノ宮垣ノ内町 1
医療法人創健会 西村診療所	下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 ホルム ラウエイ京都 3F
市田医院	右京区西院高山寺町 7

(別紙)

医療機関, 法人名	住所
医療法人 岡本診療所	右京区梅津南上田町 34 番地 1
西院駅前とりやまクリニック	右京区西院高山寺町 1-1 メディカル西院 3F
医療法人理慶会 もろおかアレルギー科・小児科クリニック	右京区山ノ内五反田町 9-1 御池かどのビル 1 F
ローム株式会社診療所	右京区西院溝崎町 21 番地
医療法人若葉会 見島医院	伏見区御駕籠町 124-15
浜口キッズクリニック	京田辺市松井ヶ丘 3 丁目 1-9

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度肝炎ウイルス（B型・C型）検査委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
  - ・京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人 京都府医師会
  - ・京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901 ホテルグランヴィア京都3階  
医療法人創健会 西村診療所
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）27,424,053円
- 7 契約内容  
京都市が実施する肝炎ウイルス検査委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、肝炎ウイルスに感染した人を早期に発見し、検査・治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、肝炎ウイルス（B型・C型）検査（以下「肝炎検査」という。）を実施するものである。

本事業の目的を達成するためには、広く市民に対する受検機会の拡大を図ることが重要となることから、本市全域に、できるだけ多くの肝炎検査実施機関が必要となるとともに、統一された検査方法により実施することが必要である。

そのため、受検費用は統一した価格を設定する必要があり、当該業務は競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

一般社団法人京都府医師会は、府内の医療機関の医師で構成される法人であり、本市市内の医療機関のほとんどの医師が加入している法人である。

また、実施機関である医療機関の医師に対して、専門的立場から、統一した指示を徹底することができる団体でもあるため。





## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和2年度新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口及び帰国者・接触者相談センター業務委託（上半期）

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

（当初）令和2年4月1日

（変更前）令和2年4月30日

（変更後）令和2年6月2日

### 4 履行期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区渋谷3-12-8 渋谷南東急ビル  
日本トータルテレマーケティング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

（当初）44,285,032円

（変更前）50,104,890円

（変更後）62,883,821円

### 7 契約内容

新型コロナウイルス感染症対策専用電話相談窓口及び新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センター窓口対応業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

- (1) 当該相談業務は、開設日から24時間体制で実施しており、継続して対応できる体制を整える必要がある。相談業務を中断等させることは、新型コロナウイルスにより、不安を抱える市民の生活へ影響を与えることから、緊急の必要により入札に付すことができない。また、切れ目ない相談体制を継続するには、3月から継続して委託する業者以外を選定することは、著しく非効率であることから、当該業者と随意契約とした。
- (2) 相談件数の増加を受け、電話回線数を増設し、相談体制を強化するため、2回にわたり、変更契約を締結した。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

当該業務については令和2年3月から継続して委託しており、当該業者以外を選定することが著しく非効率であるため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
高齢者インフルエンザ予防接種自己負担区分証明書発行及びコールセンター運營業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年8月24日
- 4 履行期間  
令和2年8月24日から令和3年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区大深町3番1号  
グランフロント大阪タワーB16階  
パーソルテンプスタッフ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
61,727,600円
- 7 契約内容  
予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ予防接種事業において、市民税非課税者等からの申請に基づく自己負担区分証明書の発行及び当該申請に係る問合せ対応業務を効率的・効果的に推進し、市民サービスの向上を図るため、次の業務を委託する。
  - (1) 自己負担区分証明書発行業務  
市民からの郵送申請に基づく自己負担区分証明書の発行
  - (2) コールセンター運營業務
    - ア 市民からの問合せ等の電話対応
    - イ 申請書類郵送希望者リストの発注者への進達
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務については、10～11月の短期間に非常に多くの申請及び問合せが想定され、適切かつ速やかに対応するには、事業者に体制の構築につき提案を求め、履行の内容、履行方法その他の価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定のうえ、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
高齢者インフルエンザ予防接種事業に係る市民対応業務に関する派遣スタッフ委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年9月11日
- 4 履行期間  
令和2年9月23日から令和2年12月4日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町843-2  
日本生命京都ヤサカビル4階  
株式会社キャリアパワー
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,335,040円
- 7 契約内容  
予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ予防接種事業において、市民税非課税者等を対象とした接種料金の軽減措置として行う自己負担区分証明書発行について、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請受付のみの対応とする変更を行ったことに伴い、各区役所・支所保健福祉センターに人材派遣スタッフを配置し、次の業務を行う。
  - (1) 申請方法に係る説明
  - (2) 申請書類の配付
  - (3) 市民からの問合せ等に係る電話対応等
  - (4) 派遣先の業務に係る事務補助
  - (5) その他、双方協議のうえ、定められた業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の目的をより効果的かつ効率的に達成するため、また、多数の問合せに対し、市民の理解を得るための説明や丁寧な対応を行うためには、派遣スタッフが本業務の趣旨を十分に理解することが必要であり、その研修方法等業務の確実な履行の方法等につき提案を求め、その内容、履行方法その他の価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定のうえ、随意契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度新型コロナウイルス核酸検出検査委託（上半期）
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月15日
- 4 履行期間  
令和2年4月15日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地  
株式会社ファルコバイオシステムズ
- 6 契約金額（税込み）  
（予定金額）17,600,000円
- 7 契約内容  
京都市が実施する新型コロナウイルス核酸検出検査業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市において、新型コロナウイルス感染症の集団感染事例が頻発したことから、短期間に多数の検査を緊急で実施する必要が生じた。一日当たりの衛生環境研究所の実施可能な検査件数を超えることが予想されたため、有資格者名簿に記載されている民間の検査機関に確認した結果、一定の検査能力を有したうえで、検体回収も可能であること、希望する時間までに検査結果が返却できることなど全ての条件を満たし、かつ、最も安価であったのが当該業者であったため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症検査に係る全自動PCR装置一式の購入
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年7月20日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和2年9月11日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺南大丸町11番地  
株式会社雨林製作所
- 6 契約金額（税込み）  
28,882,480円
- 7 契約内容  
京都市衛生環境研究所における新型コロナウイルス感染症の検査に使用する機器（全自動PCR装置一式）を購入するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市衛生環境研究所における新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するために緊急で調達する必要があり、かつ、令和2年3月3日付総務省通知「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」において、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約が可能とされているため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に記載されている理化学機器を取扱う業者4社に見積を依頼したところ、最も安価であったため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症検査に係るウイルス検査関連機器一式の購入
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年7月22日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和2年9月11日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺南大丸町11番地  
株式会社雨林製作所
- 6 契約金額（税込み）  
6,773,393円
- 7 契約内容  
京都市衛生環境研究所における新型コロナウイルス感染症の検査に使用する機器（ウイルス検査関連機器一式）を購入するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市衛生環境研究所における新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するために緊急で調達する必要があり、かつ、令和2年3月3日付総務省通知「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」において、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約が可能とされているため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に記載されている理化学機器を取扱う業者4社に見積を依頼したところ、うち1社は本市指定の履行期限までに納品不可のため辞退、1社は一部機器について取扱いがないため価格比較不可であった。残り2社のうち、最も安価であったのが当該業者であったため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度新型コロナウイルス核酸検出検査委託（下半期）
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年9月18日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地  
株式会社ファルコバイオシステムズ
- 6 契約金額（税込み）  
（予定金額）316,800,000円
- 7 契約内容  
京都市が実施する新型コロナウイルス核酸検出検査業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、医療機関における院内感染や学校教育、飲食店施設等における集団感染が頻発している状況であること、濃厚接触者については、症状の有無に関わらず積極的に検査を実施する必要があることから、短期間に多数の検査を実施する必要性が生じている。  
本市衛生環境研究所において実施可能な件数を超える検査を行わなければならない場合には、外部検査機関に当該検査を委託する必要があるが、常時、本市から一日当たり最大200検体まで検査発注が可能であること、原則として検体提出の翌日夕刻までに検査結果を報告できること、検査実施機関が検体回収を行うことなど、委託に当たって必要な条件を満たすことができる業者は当該業者のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度民泊通報・相談窓口運營業務等の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年7月7日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 59,109,839円  
(変更後) 46,012,964円
- 7 契約内容  
民泊通報・相談窓口運營業務, 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務及び旅館業法の許可施設(簡易宿所)に対する管理運営状況調査業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
民泊通報・相談窓口運營業務, 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務及び旅館業法の許可施設(簡易宿所)に対する管理運営状況調査業務は, 高度かつ専門的なノウハウが要求される性質上, 価格競争となる競争入札のみでは, 十分な成果が得られない可能性が高いため, 公募型プロポーザル方式による業者選定を実施することとした。  
プロポーザルを実施するにあたっては, 業務計画, 業務計画等を記載した企画提案書の提出を求め, 予め設定した選定基準に照らして最も高い評価を得た当該法人と随意契約を締結した。  
今般, 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊需要の減少等に伴い, 「民泊」通報・相談窓口への通報等が減少している状況を踏まえ, 委託に係る人員体制を縮小するとともに業務内容の見直しを行うこととし, 変更契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度住宅宿泊事業法に基づく届出受付等業務の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年7月7日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条南河辺町85番地3  
京都府行政書士会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 33,000,000円  
(変更後) 21,300,000円
- 7 契約内容  
住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出の処理等について委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
住宅宿泊事業法に基づく届出等の処理業務(受付, 不備確認等事務)の実施に当たっては, 同法や関連して宿泊サービスの提供を規制する旅館業法をはじめとする幅広い法律の専門知識が必要であるが, 行政書士は, 行政全般にわたる許認可等の申請書類の作成・提出に精通していることから, 確認等の事務要員として最も相応しい専門職業家と判断される。  
また, 本業務においては, 高度な専門性, 豊富な経験及び的確な判断力が要求されるとともに, 多数の届出受付窓口対応及びそれに付随する現地調査等を処理する必要があるため, 該当期間中, 一定の質及び量の処理要員を安定的に確保することが不可欠であるが, 行政書士会は市域の大多数の行政書士を擁し, 関係専門業務全般にわたり指導的, 調整的役務を担っていることから本業務で求められる人材の供給並びに処理水準及び公平性の維持が可能である。  
さらに, 住宅宿泊事業法はその運用に当たっては, 多岐にわたる法令に精通していることが不可欠であり, また, 住宅宿泊事業法の施行後2年間で積み重ねられてきた窓口対応, 届出書の確認ノウハウは技術的に高度なものとなっており, 当該仕様調整等への対応能力等の面においても, 他に同等以上の委託先を見出すことが現実的に困難であり, 京都府行政書士会が本業務について受託可能な唯一の団体といえるため, 随意契約を行った。  
今般, 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊需要の減少等に伴い, 住宅宿泊事業の新規届

出が減少している状況を踏まえ、届出受付業務の委託に係る人員体制を縮小するとともに業務内容の見直しを行うこととし、変更契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住宅宿泊事業法等の適正な運営等を確保するためのコンサルタント業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階  
TMI 総合法律事務所
- 6 契約金額（税込み）  
9,999,999円
- 7 契約内容  
本市が制定した条例等を執行するに当たり、専門性の観点から、法的なリスク等についてコンサルティングを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
平成30年6月15日から施行された「住宅宿泊事業法」について、本市においては地域の実情を踏まえたきめ細かな条例等の運用ルールを策定した。今後は、業務改善命令をはじめとする指導の実行など、規制内容に基づく取組を実施していくが、一方で、憲法が定める財産権や営業の自由、国の住宅宿泊事業法及び旅館業法等との関係を考慮したうえで行っていく必要がある。  
また、住宅宿泊事業法、旅館業法共に、法施行後3年を経過した後に制度の見直し検討が規定されており、当該改正動向を見据えた政策展開が求められる。  
このほか、令和元年度には、本市の運用ルールを着実に実施した結果、不許可処分やそれを不服とする審査請求への対応、京都府への措置請求や刑事告発の検討などが度重なっており、今後も法令に基づく権限の行使等の際には、法律事務所から、法的見地からの専門的な助言や指導を受けることで、法的リスクについて、常に十分な検証を行うべきである。  
当該法的リスクを十分に低減するためには、助言や提言を行う法律事務所のコンサルティング実績やノウハウが重要となる。そのため、委託先の法律事務所によって、履行内容に顕著な差異が生じ、法的リスクの低減に大きな差が生じうることから、本事業については性質及び目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当だと考えられる。  
TMI 総合法律事務所（以下「TMI」という。）は、350名以上の弁護士を擁する、日本有数の総合法律事務所である。また、国内業務と渉外業務の双方の領域で豊富な経験を積んだ弁護士、



弁理士及びスタッフで構成され、海外の法律事務所、会計・税務事務所、コンサルティング事務所、その他各種専門機関とも提携して、幅広いニーズに適時に対応できる体制を整えている。

また、平成29年度の「住宅宿泊事業法の条例制定の検討に向けたコンサルタント業務」契約に基づき本市支援を行ってきた経緯から、「民泊」の適正な運営を確保するための本市理念、関連ルールを最も理解・熟知した団体である。

さらに、TMIは、国土交通省や経済産業省等、省庁が所管する各種審査会・検討委員会等の委員である弁護士も多く在籍していることや、民泊等のシェアリングエコノミーに関する業務を多く手がけていることなどから、関係省庁の意向を十分に踏まえつつも、国・自治体・事業者のどの立場にも偏らず、法律の専門家としての立場からコンサルタントを実施することができる唯一の法律事務所である。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度食鳥検査の委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町28-2  
公益社団法人 京都保健衛生協会
- 6 契約金額（税込み）  
12,936,000円
- 7 契約内容  
次に掲げる食鳥処理場における食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項に規定する検査及び関連する事務を委託する。  
名 称： 中央食鶏株式会社  
所 在 地： 京都市下京区梅小路東中町104の3
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 食鳥検査は本来行政機関が行う業務であるが、検査員の確保や深夜早朝の検査体制上の問題から、民間活力を導入、委託することが行政効率からして最も適している。
  - (2) 契約内容が、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査であり、委託する場合は同法第21条第1項に基づき都道府県知事等が指定する指定検査機関のみ可能で、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
  - (1) 現在、京都市内には公益社団法人京都保健衛生協会と公益社団法人京都府獣医師会の2つの指定検査機関があるが、公益社団法人京都府獣医師会は舞鶴と福知山にある食鳥処理場の食鳥検査を京都府から委託されており、京都市内の食鳥処理場の食鳥検査を行う余力がない。

(2) 公益社団法人京都保健衛生協会は食鳥検査が義務づけられた平成4年4月1日から28年間滞りなく食鳥検査を実施しており、本市の食鳥検査の委託を行うに適した指定検査機関である。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度犬鑑札等の交付事務及び登録手数料等の徴収収納事務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地  
公益社団法人 京都市獣医師会
- 6 契約金額（税込み）  
8,225,800円
- 7 契約内容
  - ① 狂犬病予防法に基づく犬鑑札、狂犬病予防注射の注射済票の交付
  - ② 京都市犬の登録手数料及び注射済票交付手数料徴収規則に基づく犬の登録券及び注射済票交付券の交付
  - ③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射の注射済票交付手数料の徴収事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の公金収納事務であり、契約内容が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本委託は、獣医院が鑑札及び注射済票の交付等に係る業務を実施するものであり、市民サービスの向上にあたり、委託対象となる団体は市内の開業獣医院が最も多く所属する団体である必要がある。公益社団法人京都市獣医師会は、条件を満たす唯一の団体であるため、本委託契約相手として選定する。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
中央斎場火葬設備の定期保守点検業務委託

2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日  
令和2年4月1日

4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
富山県富山市奥田新町12-3  
株式会社宮本工業所

6 契約金額（税込み）  
23,991,000円

7 契約内容  
京都市中央斎場火葬設備の保守点検業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

昭和56年4月1日から業務を開始している京都市中央斎場は、市民の葬儀を荘厳に執り行なうことができるよう設備機械の近代化を図っている。これらの諸設備の維持管理には、専門知識の豊富な技術員が定期的に点検する必要がある。火葬設備機械については、特にその使用材料、構造及び機器の調整の特殊性のため、火葬炉設備製造者独自の技術がなければ十分な保守管理は不可能である。本件委託業務は競争入札に適さないため、火葬炉設備製造者である株式会社宮本工業所を委託先とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
中央斎場火葬炉制御システムの改修業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年6月3日
- 4 履行期間  
令和2年6月3日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
富山県富山市奥田新町12-3  
株式会社宮本工業所
- 6 契約金額（税込み）  
334,246,000円
- 7 契約内容  
中央斎場火葬炉制御システム改修業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
中央斎場の火葬設備は、株式会社宮本工業所により施工、納入されたもので、火葬炉については、平成29～30年度に当該業者との随意契約により、全面改修を行っている。本契約は既存の火葬炉制御システムの改修業務であり、現在、中央斎場で運用している火葬炉及び火葬炉制御システムについて十分な知識とノウハウを持っていることが不可欠であり、当該業者以外が契約の相手方となった場合には、火葬炉との動作の整合性が損なわれ、火葬設備としての性能を十分に発揮できないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「京都市樹木型納骨施設使用者募集等」企画・運營業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年6月1日
- 4 履行期間  
令和2年6月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
14,592,358円
- 7 契約内容  
京都市樹木型納骨施設の使用者募集に関する一連の業務を円滑に実施するため、募集パンフレットの作成、インターネット申込みの構築・運用、市民等からの問合せ対応（コールセンターの設置）、申込受付業務、公開抽選会の企画・実施、当選者の資格審査、データ入力等、使用者の募集から決定までの一連の業務について、企画・運営する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「京都市樹木型納骨施設使用者募集等」企画・運營業務の委託については、インターネット申込みの構築・運用、コールセンターの設置など専門的な体制の確保が必要となる。また、市民対応において樹木型納骨施設はもちろん、その他市営墓地等の市営の納骨施設に関する知識や、埋蔵の申請や改装等に関する専門的な知識が必要となり、価格競争となる競争入札では十分な成果が得られない可能性が高いため、公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、当該法人と随意契約と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
市営墓地の清掃業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地  
特定非営利活動法人 京都高齢者福祉事業団
- 6 契約金額（税込み）  
5, 434, 000円
- 7 契約内容  
各市営墓地内のごみ集積場所周囲を清掃（枯草，落ち葉等を含む。）のうえ， ごみ等を搬出し適正に処分する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律及び京都市公契約基本条例に基づき，京都市生活困窮者就労訓練事業認定事業所と政策随意契約を締結するもの。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ウイルス検査用消耗品
- 2 担当所属名  
保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所
- 3 契約締結日  
令和2年4月15日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺西水干町17番地  
和研薬株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）30,064,980円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス検査用消耗品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染の有無を確認するために行うPCR検査に必要な消耗品であり、昨今の流行状況を鑑みて緊急に調達する必要がある。当該消耗品については、全国的に需要が高く、供給可能な業者が限られているが、当該事業者が緊急供給可能であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ウイルス検査用消耗品
- 2 担当所属名  
保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所
- 3 契約締結日  
令和2年5月29日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺西水干町17番地  
和研薬株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,896,220円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス検査用消耗品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染の有無を確認するために行うPCR検査に必要な消耗品であり，昨今の流行状況を鑑みて緊急に調達する必要がある。当該消耗品については，全国的に需要が高く，供給可能な業者が限られているが，当該事業者が緊急供給可能であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

新型コロナウイルス検査用消耗品（BDマックスSARS-CoV-2）

2 担当所属名

保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所

3 契約締結日

令和2年7月22日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和2年8月10日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区一乗寺南大丸町11番地  
株式会社雨林製作所

6 契約金額（税込み）

9,262,000円

7 契約内容

新型コロナウイルス検査用消耗品（BDマックスSARS-CoV-2）の購入

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新型コロナウイルスの感染拡大により、PCR検査の件数が急激に増加しており、当該ウイルス検査用消耗品はPCR検査に使用するもので、緊急に調達しなくてはならない。当該消耗品は、全国的に需要が高まっているため、供給可能な業者が限られており、供給可能である複数業者で見積り合わせを行ったところ、(株)雨林製作所が最も安価であったことから、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結したものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス検査用消耗品（2019新型コロナウイルス検出試薬キット）
- 2 担当所属名  
保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所
- 3 契約締結日  
令和2年8月5日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和2年8月21日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都中央区八重洲二丁目7番15号  
株式会社メディセオ
- 6 契約金額（税込み）  
7, 172, 000円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス検査用消耗品（2019新型コロナウイルス検出試薬キット）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルスの感染拡大により、PCR検査の件数が急激に増加している。当該ウイルス検査用消耗品はPCR検査に使用するもので、緊急に調達しなくてはならない。そのため、現在調達可能な業者で見積り合わせを行い、最も安価であった当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結したものの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「京都市自殺総合対策業務」委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日  
（当初）令和2年4月1日  
（変更後）令和2年7月20日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地  
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）7,245,176円  
（変更後）7,845,176円
- 7 契約内容  
くらしとこころの総合相談会，ゲートキーパー養成研修の運営，広報等及びその他の普及啓発事業の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件委託業務は，契約の相手方の能力や創意性，センス，経験に基づくノウハウ等により，履行内容又は履行方法に顕著な差異が現れ，予め仕様書等で具体的に契約内容を規定することが困難である。このため，契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには，主として価格以外の要素（履行内容や履行方法，企画提案力など）における競争（プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があった。  
「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」を8月1日から24時間体制にすることに伴い，9月，3月に実施予定であった相談窓口を表示する検索連動型広告の実施月を追加（8月と12月を追加）するため，変更契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

当該類似業務等の経験を有するとともに、京都にその人的拠点がある広告・イベント企画会社によるプロポーザル（企画提案競争）を行うこととし、「京都市自殺予防対策業務委託事業者選定プロポーザル募集要項」、「仕様書」及び「同評価シート」を提示のうえ、事業内容に係る企画提案を求めた。

障害保健福祉推進室とこころの健康増進センター共同で、企画提案を受けて「評価シート」に基づく審査を行い、上記の事業者を選定した。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳事務に係る労働者派遣業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,423,806円
- 7 契約内容  
自立支援医療（精神通院）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳の交付に係る事務及びこれに付随する業務を行う労働者の派遣業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務は、大量の個人情報を取り扱うことから、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識が求められるとともに、制度の仕組みに習熟したうえでの迅速かつ正確な事務処理が求められる。このため、契約の相手方の能力や創意工夫、経験に基づくノウハウ等により、履行内容に顕著な差異が現れることから、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格のみで業者を選定する競争入札は適さないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき選定した結果、上記の事業者を契約先として選定した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」拡充業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日  
令和2年7月20日
- 4 履行期間  
令和2年7月20日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町 2-6-2  
株式会社セーフティネット
- 6 契約金額（税込み）  
15,161,630円
- 7 契約内容  
令和2年8月1日から令和3年3月31日までの土日祝も含む毎日24時間（ただし、京都市が直営で実施している時間（月、火、水曜日 午前9時から午前12時まで、木、金曜日 午後1時から午後4時まで）を除く。）における「自死遺族、自殺予防のためのこころの電話」及び「新型コロナウイルス感染症によるこころの電話」による相談業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」は、平日各3時間を本市会計年度任用職員で対応しているところ、7月市会（7月10日本会議）において当該業務拡充の委託化に係る補正予算の承認を得たことから、委託契約を締結することとなった。昨今の状況を鑑みて早急に相談体制の拡充に着手しなければならず、競争入札に付することができないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
現在、電話相談業務に従事する相談員は、心理士・看護師・保健師・精神保健福祉士等のいずれかの資格を有するもので運用しているが、24時間の体制構築後においても同様の資格者による対応が必要であり、資格者名簿から履行可能（24時間・土日祝日対応）な業者を確認できなかった

ため、有資格者名簿には記載されていないが、既に経済産業省や他の自治体（福岡県、愛媛県他）と同内容の契約実績のある「株式会社セーフティネット」を選定することとした。

## 11 その他